

大竹市地域防災計画

(基本編)

令和6年3月修正

大竹市防災会議

大竹市地域防災計画／基本編・目次

第1章 総則	1
第1節 防災計画作成の目的	2
第2節 防災の基本方針	3
第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱	4
第4節 大竹市の自然条件	10
第5節 災害の想定	11
第6節 その他	12
第2章 災害予防計画	13
第1節 通則	14
第2節 自然災害に強い市土の形成	15
1 治山	
2 砂防	
3 河川	
4 ため池	
5 海岸	
第3節 災害危険箇所の指定等	17
1 災害危険箇所	
2 公示の方法	
3 災害危険箇所の調査	
第4節 防災施設・設備の新設又は改良に関する計画	18
1 実施事項	
2 実施方法	
第5節 防災施設・設備等整備計画	19
1 気象観測施設等	
2 水防施設等	
3 消防施設等	
4 通信施設等	
5 その他の施設等	
第6節 災害に対する調査研究計画	21
1 被害想定に関する調査研究	
2 災害の防止、都市の防災化に関する調査	
3 防災カルテ等の整備	
4 災害時の役割分担及び供給計画の調査研究	

第7節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	23
1	備蓄品の整備	
2	民間との協定促進	
3	各家庭における備蓄の促進	
4	防災資機材の備蓄	
5	防災資機材の点検	
6	備蓄資機材の状況	
第8節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	26
1	災害発生直前の応急対策への備え	
2	災害発生直後の応急対策への備え	
3	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
4	救助・救急、医療、消火活動への備え	
5	緊急輸送活動への備え	
6	避難の受入れ・情報提供活動への備え	
7	救援物資の調達・供給活動への備え	
8	文教関係	
第9節	円滑な避難体制の確保に関する計画	36
1	浸水想定区域について	
2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について	
3	ハザードマップの活用について	
4	避難計画の作成等	
5	住民への周知等について	
6	指定避難場所の整備について	
7	動物愛護管理に関する計画	
第10節	防災訓練実施計画	42
1	総合防災訓練	
2	個別防災訓練	
3	訓練の実施時期及び場所	
4	訓練の方法と評価	
5	防災関係機関	
6	事業所、自主防災組織及び住民	
第11節	防災活動の促進及び防災知識普及計画	45
1	防災知識の普及内容	
2	防災知識の普及方法	
3	防災関係職員の防災研修	

4	住民に対する教育	
第12節	自主防災組織の育成、指導計画	48
1	地域住民等の自主防災組織	
2	消防団の活性化	
3	地区防災計画の策定等	
第13節	企業防災の促進	50
第14節	ボランティア活動の環境整備	51
第15節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	52
1	要配慮者のための環境整備	
2	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	
3	在宅の避難行動要支援者対策	
4	地域ぐるみの支援体制の整備	
5	要配慮者に対する災害対策の配慮	
6	要配慮者への啓発・防災訓練	
7	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設の避難体制	
第16節	土砂災害予防計画	58
1	砂防事業	
2	治山事業	
3	急傾斜地崩壊対策事業	
4	警戒避難体制の整備	
5	危険区域等に準ずる箇所における措置	
第17節	浸水想定区域内の要配慮者関連施設災害予防計画	60
1	避難の確保を図るための措置	
第18節	広域避難の受入に関する計画	61
1	被災住民の受入	
2	被災住民の受入れが不要となった場合	
3	県の支援	
第3章	災害応急対策計画	62
第1節	通則	63
第2節	災害発生前の応急対策	64
第1項	組織、動員計画	64
1	災害応急組織の基本原則	
2	大竹市防災会議	
3	大竹市災害対策本部	

4	大竹市災害拠点施設の整備	
5	職員の配備及び動員	
第2項	労働力確保計画	68
1	労務者の雇い上げ	
2	労務応援要請	
第3項	気象警報等の伝達に関する計画	71
1	気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	
2	災害通信の運用方法	
3	有線通信	
4	無線通信の使用	
5	災害関係通信系統及び災害関係機関	
6	災害情報及び被害状況の収集、通報	
7	関係機関との情報交換	
第4項	住民等の避難誘導に関する計画	92
1	自主的避難	
2	避難指示等	
3	報告	
4	避難の誘導及び移送	
5	再避難の措置	
6	避難情報の提供の基準	
7	避難の準備	
8	避難指示等の信号	
第3節	災害発生後の応急対策	103
第1項	災害情報計画	103
1	情報の収集伝達手段	
2	災害情報の収集伝達	
3	被害報告	
第2項	通信運用計画	107
1	報告通報系統の確立	
2	多様な通信手段の確保	
3	無線通信の運用	
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	110
1	活動体制	
2	活動内容	
3	活動拠点の確保	

4	安全運航体制の確保	
5	県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	
6	各機関への出動要請	
7	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	114
第1項	自衛隊派遣応援要請計画	114
1	災害派遣要請の基準	
2	災害派遣部隊の活動	
3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
4	災害派遣要請の手続等	
5	災害情報の連絡	
6	災害派遣部隊の受入れ	
7	派遣に要する経費の負担	
8	災害派遣部隊の撤収要請	
第2項	相互応援協力計画	117
1	県知事等に対する応援要請	
2	他の市町・指定地方公共機関等への協力要請	
3	緊急消防援助隊等消防の応援要請	
4	民間団体等への協力要請	
5	応援要員の受入れ体制	
6	被災地への職員の派遣	
7	他の市町との相互応援協定の締結	
第3項	防災拠点に関する計画	121
1	市防災拠点施設	
2	施設の概要	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	123
第1項	救難計画	123
1	災害時における被災者の救出・救護 その他人の生命の保護に対する措置	
2	被災者の救出	
3	海難救助	
第2項	医療救護・助産計画	125
1	災害救助法が適用された場合	
2	災害救助法が適用されない場合の措置	
3	医薬品等の調達	

第3項	消防計画	126
1	消防組織	
2	火災等の災害に対する警防活動	
3	消防相互応援	
4	その他	
第4項	水防計画	129
1	水防組織	
2	水防信号	
3	水防警報	
4	水防活動	
5	洪水予報の伝達・避難方法及び避難場所	
第5項	危険物等災害応急対策計画	136
1	危険物災害応急対策	
2	高圧ガス災害応急対策	
3	火薬類災害応急対策	
4	毒物劇物災害応急対策	
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	139
第1項	交通対策計画	139
1	交通規制	
2	実施要領	
第2項	輸送対策計画	141
1	応急輸送の種別	
2	輸送力の確保	
3	応急輸送の応援	
4	燃料調達確保	
5	緊急通行車両又は緊急輸送車両及び 規制除外車両の事前届出・確認	
6	港湾の輸送活用	
第3項	在港船舶対策計画	152
1	実施方法	
2	関係機関の協力	
第8節	避難生活及び情報提供活動	153
第1項	避難計画	153
1	趣旨	
2	指定避難所の開設	

3	避難行動要支援者の避難等	
4	指定避難所の管理運営	
5	指定避難所の閉鎖	
6	広域的避難	
7	帰宅困難者対策	
第2項	災害広報・被災者相談計画	156
1	広報活動	
2	広報の内容	
3	広報活動の方法	
4	被災者相談活動	
5	安否情報の提供等	
第3項	住宅応急対策計画	159
1	災害救助法が適用された場合	
2	被災宅地危険度判定	
3	災害救助法が適用されない場合の措置	
第9節	救援物資の調達・供給活動	162
第1項	食料供給計画	162
1	配給を行う場合	
2	供給対象者	
3	適用期間	
4	食品給与費の支給限度額	
5	食料供給の方法	
6	炊出しの実施	
7	食料物資の調達	
第2項	給水計画	164
1	給水の確保等	
2	給水対象者	
3	供給の方法	
4	給水の実施	
5	災害救助法が適用された場合の供給	
6	優先給水	
第3項	生活必需品等供給計画	165
1	災害救助法が適用された場合	
2	災害救助法が適用されない場合の措置	
3	物資の確保	

第4項	救援物資の調達及び配送計画	167
1	物資の調達及び受入体制	
2	物資の輸送	
第10節	保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動	169
第1項	防疫計画	169
1	実施責任者	
2	防疫業務の実施方法	
3	防疫活動の実施要領	
4	防疫記録	
5	衛生教育及び広報活動	
第2項	遺体の捜索、取り扱い、埋火葬等計画	171
1	災害救助法が適用された場合	
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	173
第1項	水道・下水道・電力施設災害応急対策計画	173
1	水道施設災害応急対策	
2	下水道施設災害応急対策	
3	電力施設災害応急対策	
第2項	廃棄物処理計画	174
1	作業開始	
2	収集方法	
3	清掃事業の機動力、人員等	
第3項	その他施設災害応急対策計画	175
1	防火重点ため池対策	
2	空き家対策	
第12節	自発的支援の受入れ	176
第1項	ボランティアの受入等に関する計画	176
1	ボランティアの受入れ	
2	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
3	災害情報等の提供	
4	ボランティア保険制度	
第13節	救出計画	179
1	災害救助法が適用された場合	
2	災害救助法が適用されない場合の措置	
第14節	文教対策計画	181
1	文教施設の応急対策	

2	避難対策	
3	児童等への相談活動	
4	応急教育実施の予定場所	
5	応急教育の方法	
6	教職員の確保	
7	学校給食の措置	
8	通学道路等の確保	
9	高等学校及び専修学校生徒の災害応急対策への協力	
10	学校及び公民館等社会教育施設が地域の 指定避難所になる場合の対策	
11	本部並びに学校間の非常連絡組織	
第 15 節	学用品の給与に関する計画	185
1	災害救助法が適用された場合	
2	災害救助法が適用されない場合の措置	
第 16 節	文化財保護計画	187
1	対策	
第 17 節	障害物の除去計画	188
1	災害救助法が適用された場合	
2	災害救助法が適用されない場合の措置	
第 18 節	災害救助法適用計画	190
1	災害救助法の適用基準	
2	被災世帯の算定基準	
3	法による救助の内容等	
4	法の適用	
第 19 節	航空機事故による災害対策計画	194
1	情報の伝達	
2	応急対策	
3	米海兵隊岩国航空基地周辺地域において 航空機事故による災害が発生した場合	
第 20 節	海上における大規模な流出油等による災害応急対策計画	196
1	目的	
2	実施責任者	
3	情報の伝達	
4	実施事項	
第 21 節	主な災害の特性及び対策の計画	199

1	雪害対策	
2	豪雨、台風による洪水、高潮の対策	
3	長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策	
4	風害対策	
5	林野火災対策	
6	突発的災害対策	
第4章	災害復旧計画	204
第1節	目的	205
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	206
1	り災証明書の交付	
2	被災者台帳の整備	
3	各種支援制度措置等	
第3節	被災者の生活確保に関する計画	208
1	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
2	被災者に対する生活相談	
第4節	施設災害復旧計画	209
1	基本方針	
2	復旧計画	
第5節	激甚災害の指定に関する計画	211
1	激甚災害に関する調査	
第6節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	212
1	救援物資及び義援金の受入体制の確立	
2	救援物資及び義援金の配分	
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	213
1	被災地における市街地の復興	
2	学校施設の復興	

第1章 総則

第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市の地域にかかる防災に関し、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、国、県及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。

第2節 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上極めて重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、住民等が一体となつて最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

本市は、これまで地理的にも大規模な災害が発生することが少なかったが、近年の都市化の進展に伴う市街地の密集化、高齢者等要配慮者の増加等という社会的条件や環境変化に伴つて、様々な災害発生要因が増大することも考慮した対応が必要である。

1 防災対策

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興を基本とし、それぞれの段階において、市、県、防災関係機関及び市民が一体となつて最善の対策をとる。

2 市、県、防災関係機関

- (1) 防災施設・設備の整備促進
- (2) 防災体制の充実
- (3) 市民の防災意識の高揚・防災組織の育成強化

3 市民

- (1) 「自らの身の安全は自らが守る」との認識をもつ。
- (2) 地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じる。

この計画は、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守るため、「基本編」及び「震災対策編」並びに「資料編」をもつて構成するものとし、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関の処理すべき事務又は業務の概要は、次のとおりである。

1 市

- (1) 大竹市防災会議に関すること
- (2) 防災に関する組織、施設及び資機材の整備に関すること
- (3) 防災訓練に関すること
- (4) 災害時の情報の収集及び伝達に関すること
- (5) 被害調査に関すること
- (6) 災害広報に関すること
- (7) 市内における公共団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
- (8) 防災施設及び資機材の整備に関すること
- (9) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること
- (10) 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- (11) 災害時の応急対策に関すること
- (12) 消防及び水防活動に関すること
- (13) 避難、救助、防疫及び救護等に関すること
- (14) 災害時におけるボランティア活動の支援及び推進に関すること
- (15) 災害時における文教対策に関すること
- (16) 防災関係機関との総合調整に関すること
- (17) 自衛隊等関係機関との連絡調整及び派遣要請に関すること
- (18) 被害施設の復旧及び資金の確保に関すること
- (19) 被災宅地危険度判定に関すること（震災及び豪雨時）
- (20) 相互応援協定の締結に関すること
- (21) 災害廃棄物等の処理に関すること

2 県

- (1) 広島県西部建設事務所廿日市支所
 - ア 災害に関する情報の収集伝達及び被害状況の調査に関すること
 - イ 土木建築物の災害対策並びに指導に関すること
 - ウ 水防対策に関すること
 - エ 被災建築物応急危険度判定に関すること（震災時）
 - オ 被災宅地危険度判定に関すること（震災及び豪雨時）

(2) 広島県西部厚生環境事務所・保健所

- ア 災害に関する情報の収集伝達及び被害状況の調査に関すること
- イ 災害時の防疫、保健衛生対策に関すること
- ウ 被災者の医療及び助産救護に関すること
- エ 災害救助法に関すること

3 大竹警察署

- (1) 災害時の情報収集、伝達及び被害情報に関すること
- (2) 広報活動に関すること
- (3) 救助及び避難の指示に関すること
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導に関すること
- (6) 交通の整理及び規制に関すること
- (7) 不法事案の予防及び取締りに関すること
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視に関すること
- (9) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力に関すること

4 中国地方整備局太田川河川事務所

- (1) 直轄公共土木施設の防災管理
- (2) 洪水予警報等の発表及び伝達
- (3) 災害時における交通確保の実施
- (4) 災害時における応急工事の実施
- (5) 災害発生時の情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (6) 大規模災害発生時における二次災害の防止及び被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣

5 中国地方整備局広島国道事務所広島維持出張所

- (1) 一般国道2号の災害に関する情報収集及び提供
- (2) 一般国道2号の防災に関すること

6 太田川河川事務所小瀬川出張所

- (1) 水防に関すること
- (2) 災害に関する情報伝達及び被害状況の調査に関すること

7 岩国海上保安署

- (1) 災害時の情報収集、伝達及び被害情報に関すること
- (2) 海難救助に関すること
- (3) 緊急輸送に関すること
- (4) 災害時の物資の無償貸付又は譲与に関すること
- (5) 流出油の防除に関すること
- (6) 危険物の保安措置に関すること
- (7) 海上交通安全の確保に関すること
- (8) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
- (9) 警報の伝達及び警戒区域の設定に関すること
- (10) 治安の維持に関すること

8 廿日市公共職業安定所 大竹出張所

- (1) 災害救助に係わる労働者の確保に関すること
- (2) 被災者の就職あっせん等に関すること

9 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備に関すること
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施に関すること
 - ア 人命・財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

10 西日本電信電話株式会社山口支店、株式会社NTTドコモ中国支社

- (1) 公衆電気通信設備の整備と防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- (3) 被災公衆電気通信設備の復旧
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び「災害用伝言板Web171」の提供
- (5) 「災害用伝言板サービス」の提供

11 中国電力ネットワーク株式会社廿日市ネットワークセンター

- (1) 電力施設の防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧

12 市内JRグループ各社駅

- (1) 鉄道施設の防災管理
- (2) 災害時における旅客の安全確保
- (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (4) 被災鉄道施設の復旧

13 有限会社阿多田島汽船

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

14 日本赤十字社（大竹市地区）

- (1) 災害時における医療、助産等救護の実施に関する事
- (2) 避難場所奉仕及び義援金の募集及び配分に関する事

15 大竹市医師会

- (1) 災害時における医療、助産等救護の実施
- (2) 負傷者の収容並びに看護

16 広島県薬剤師会大竹支部

災害時における医療救護対策

17 広島県トラック協会西広島支部

災害時における自動車等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

18 農業協同組合、漁業協同組合等

- (1) 共同利用施設の被害応急対策及び被害復旧の実施
- (2) 農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- (3) 被災農林漁業者に対する融資及びそのあっせん
- (4) 被災農林漁業者に対する生産資材の確保及びそのあっせん

19 大竹商工会議所

- (1) 災害時における物価安定についての協力
- (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- (3) 中小企業に対する経営安定特別相談

20 新聞社等報道関係機関

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- (4) 被害状況等の報道

21 大竹市自治会連合会

- (1) 災害時の避難その他一般市民に対する連絡及び食料の配給等
- (2) 災害時の炊出し、救援物資及び義援金の募集並びにその他救援活動

22 大竹市社会福祉協議会

- (1) 災害時における医療業務、看護業務等専門的な資格や技能を有するボランティアの把握に関する事。
- (2) 災害時におけるボランティア団体への要請、一般ボランティアの受付及び調整に関する事。
- (3) 災害ボランティア活動の拠点、資機材等の提供
- (4) ボランティア・コーディネーターの養成及び災害ボランティアの育成

23 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院、劇場、旅館等不特定かつ多数のものが出入りする施設の管理者
 - ア 施設の防火管理に関する事
 - イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施に関する事
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - ア 施設の防火管理に関する事
 - イ 被災施設の応急対策に関する事
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施に関する事
- (3) 社会福祉施設、学校等の管理者
 - ア 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関する事
 - イ 施設入所者等に対する避難誘導等、安全対策に関する事
- (4) その他の企業

市及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、おおむね次の事項を実施するものとする。

 - ア 従業員及び施設利用者に対する避難誘導等、安全対策の実施

- イ 従業員に対する防災教育訓練の実施
- ウ 防災組織体制の整備
- エ 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第4節 大竹市の自然条件

1 地勢

本市は、中国山地の羅漢山(1,108.9m)から南下する支脈が海岸近くまで迫り、山地が多くを占め、地形的には恵まれない。平地は近世以降、広島湾岸に埋立された新開地が主体をなし、内陸部には小瀬川沿いの帯状平地、栗谷・松ヶ原地区の盆地状平地、谷和地区の高原性平地があるが、栗谷地区がやや大きいほかはいずれも規模が小さい。

河川は、一級河川小瀬川(本流全長58.5km、流域面積342km²)が市内の最大の河川で、水量も豊富でその支流として玖島川があり、その他単独河川では、恵川、大膳川、新町川などがある。

海域は、沿岸部では20～30mの水深が多いが、玖波湾はやや浅く10～20mまた小方～玖波にかけては10m以下の浅海が広がっている。

2 地質

地質は、大部分が広島花崗岩類に属する黒雲母花崗岩から成り、名勝三倉岳にみられるよう各所に露岩があり、土質も悪い。

3 気象

令和4年の年間平均気温は、16.9℃、降水量は1,290.0mmで、瀬戸内海式気候に属するが、中国山地が近いため、広島市周辺に比べ気温較差がやや大きく降水量も多い。

4 大竹市の過去の気象災害

大竹市における明治以降の主な気象災害は、資料編別表1「主な気象災害一覧表」のとおりである。

これを見ると、梅雨前線の大雨によるものと、台風のための暴風雨、高潮によるものがその大部分を占める。

第5節 災害の想定

災害の種類は、台風、大雨などを原因とする風水害のように予知できるものと、地震、爆発、大火災、海上における大規模な流出油による災害などのように予知できないものとの大別することができる。

大竹市は、自然的条件、その他周辺地域の特性を考慮するとき最もその発生頻度の高いものとしては、台風、大雨による風水害が挙げられる。したがって、災害の規模としては、近年においては最も被害の大きかった昭和20年の枕崎台風、26年のルース台風等の災害を基準として想定し、あわせてこれ以上の大災害にも対処できるよう、この計画を作成するものである。

最低気圧	961.7hPa	昭和20年9月17日 (枕崎台風)
最大瞬間風速	60.2m/s	平成16年9月7日 (台風18号)
最大風速	20.0m/s	平成16年9月7日 (台風18号)
1時間降水量の最大値	68.0mm	平成26年8月6日 (集中豪雨)
1日降水量の最大値	397.0mm	令和4年9月19日 (台風14号)
月間降水量の最大値	705.0mm	平成5年7月
最高潮位	TP2.79m CDL(4.62)	昭和29年9月27日 (洞爺丸台風)

(注) 最高潮位は、東京湾中等潮位上の値(TP)、()内は広島湾の潮位(CDL)、最大瞬間風速は、広島県内の値

第6節 その他

1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める理由が生じたときは、その都度すみやかに修正するものとする。

2 広島県地域防災計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通する計画については県の計画を準用し、その範囲をこえないものとする。

3 石油コンビナート等防災計画との関係

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第32条の規定により、同法第2条第2号に定める特別防災区域は含まないものとする。

4 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、従来の防災行政を一元化するものではない。

従って水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

5 防災計画の周知徹底

この計画は、市職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設の管理者などに周知徹底させるとともに、計画のうち必要な事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、地域住民に周知徹底を図るものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 通則

この計画は、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合においても、その被害を最小限に止めるための災害危険箇所の指定、諸施設の整備、物資、資材の備蓄及び組織の充実並びに訓練等を行う事業、又は事務についての計画である。

第2節 自然災害に強い市土の形成

災害に強い県土を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組む。

1 治山

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、国及び県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林等の計画的な整備を働きかける。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。そのほか、市が実施主体となる人家裏山等の災害対策事業を推進する。

2 河川

人口・資産の集積状況や重要施設の立地等を踏まえ、河川改修等の施設整備事業の重点化を図るとともに、流域全体で行う持続可能な治水対策により、事前防災対策の加速化を図る。

また、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、太田川河川事務所及び広島県知事が組織する「小瀬川大規模氾濫減災協議会」、「広島県大規模氾濫減災協議会」、「小瀬川流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

3 砂防

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、社会福祉施設等要配慮者利用施設を含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地形改変等による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行い、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

4 海岸

海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これら施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図る。

5 ため池

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

所有者等は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

6 まちづくり

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

7 建築物

沿岸部の人口集中地区など、住宅に大きな台風被害が想定される地区を中心に取組みを進める。

8 空家

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

9 盛土

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合、県からの助言や支援を受ける。

第3節 災害危険箇所の指定等

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、土石流、がけ崩れ、火災その他の異常な現象により災害の発生するおそれのある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

1 災害危険箇所

国や県が指定する、市内の災害危険箇所は、次のものがある。

- (1) 地すべり危険箇所
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所
- (4) 土石流危険溪流
- (5) 砂防指定地
- (6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所
- (7) 河川危険箇所
- (8) ため池危険箇所 資料編 別表2「災害危険箇所一覧表」参照

2 公示の方法

災害危険箇所は、市広報やホームページへの掲載及び現場公示等の方法により関係機関並びに一般市民に周知徹底を図るものとする。

3 災害危険箇所の調査

毎年度、災害対策責任者（市長）は、関係機関の協力を得て、災害危険箇所の実情調査を実施するものとする。

第4節 防災施設・設備の新設又は改良に関する計画

防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止する計画である。

1 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 災害（風水害、雪害）予防に関する施設・設備
- (2) 高潮、津波予防に関する施設・設備
- (3) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (4) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (5) 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- (6) 災害時における緊急輸送に必要な施設・設備
- (7) その他防災に関する施設・設備

2 実施方法

災害を未然に防止するために、各種施設の新設又は改良が必要であり、これらの施設の整備については、既存の法令による各種の整備計画に基づき、災害予防責任者が所掌事務又は業務に従って実施し、必要により、大竹市防災会議が関係機関の調整に当たる。

なお、施設の新設又は改良にあたっては、耐震化を図るように努めるものとする。

第5節 防災施設・設備等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう気象等観測、水防、消防及び通信等の施設・設備等の整備を図る。

1 気象観測施設等

市、県、国及び関係機関は、気象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。（水位、雨量観測所等）

2 水防施設等

市、県及び関係機関は、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

- (1) 水防倉庫の管理責任者は、所要の資機材を常時確保するものとする。
- (2) 水防倉庫の管理責任者は、毎年出水期までに資機材を点検し、使用又は損傷により不足を生じたときは、速やかに補充し、災害に備えるものとする。
- (3) 水防倉庫の管理責任者は、定期的に倉庫を巡視し、破損箇所の早期修繕に努め、資機材の管理に万全を期すものとする。

3 消防施設等

- (1) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、危険物施設等の特殊火災に対処するため、化学車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

4 通信施設等

- (1) 市は、県が設置した広島県総合行政通信網により県、市、消防本部等と災害時における情報伝達手段を確保している。市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、広島県総合行政通信網や広島県防災情報システム等を活用し、地域、市、県及び防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

イ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

ウ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(注) 非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

エ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

オ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練を行う。

カ 災害時に有効な携帯電話・自動車電話等、業務用移動通信及びアマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

(2) 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、市民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、国等の補助制度を活用して、通信設備の整備を促進する。

(3) 災害時には、通信機能を確保するため、必要に応じて警察通信施設の使用を要請する。

5 その他の施設等

道路や河川等の管理者は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

第6節 災害に対する調査研究計画

大規模な災害は、人命の損傷、財産の滅失等の被害をもたらし、その被害が甚大になればなるほど、生活基盤、生産基盤が破壊され、長期にわたって市民生活全般に影響を及ぼすことになる。

これらの災害による被害を軽減するため、具体的な予防対策や応急復旧対策について科学的な調査研究を行い、総合的な災害対策を実施することが必要である。

1 被害想定に関する調査研究

災害に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、災害対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、災害対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

被害想定調査研究項目については、次の項目について実施することが必要である。

- (1) 建物損壊・倒壊予測
- (2) 火災予測
- (3) 浸水（洪水・内水氾濫・高潮・津波）被害予測
- (4) 人的被害予測
- (5) 農林水産物被害予測
- (6) 河川・護岸・橋梁等公共構造物被害予測
- (7) 大規模火災拡大被害予測
- (8) 公共構造物の被害予測
- (9) 危険物施設破壊予測
- (10) 災害対応人員自体の被災予測
- (11) 地震時、液状化による被害予測

また、交通施設、ライフライン施設などの物的被害及び避難場所等の防災対策や災害広報のあり方等についても調査研究する必要がある。

2 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、各種災害による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。

調査項目は複雑多岐にわたるが、①避難場所及び避難路、②自主防災組織等について重点的に実施することが必要であり、他の開発計画、投資計画等における防災上の観点からの調査研究を合わせて行う必要がある。

3 防災カルテ等の整備

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、その成果を活用してコミュニティレベル（自治会、学校区などの単位）でのきめ細かな地域別防災カルテ・ハザードマップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤災害履歴などである。

4 災害時の役割分担及び供給計画の調査研究

市は、他の地方公共団体、防災機関、自主防災組織等との連携を図り、災害時におけるそれぞれの役割分担の下で、広域的な防災対策として避難、救助、救護、消火、緊急物資の供給等が円滑にできるよう調査研究を行うと共に、マニュアルを作成し、定期的に点検及び見直しをする必要がある。

第7節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

応急対策等のために必要な資機材を常時備蓄することにより、災害時において迅速かつ適切な措置を行なうための計画である。

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法、その他により実施する災害応急対策を円滑にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時における必要機材の整備を図るとともに災害時における迅速、かつ確実な調達が可能となる体制を確保する。

1 備蓄品の整備

- (1) 災害時における被害想定に基づき備蓄数量を算定する。
- (2) 一般家庭における3日分の備蓄を推奨する。
- (3) 生活必需品等については、多量の備蓄は困難なため、被災地調達を原則とするが、市においても、発災直後の1日分の備蓄に努める。
- (4) 災害時に救助物資を迅速かつ確実に調達するため、県、福祉事務所、日赤県支部大竹市地区等と協議し、地域における各業者（食料品販売業者等）を学区別に選定し、災害時の調達に備える。
- (5) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所又はその近傍で備蓄場所を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、ベッド、パーティション、毛布等、避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

2 民間との協定促進

災害時の必要物資は、災害時にどの程度の援護を実施するかによって、質、量ともに大きく変わってくるが、物資の確保は、基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて、最低限の備蓄を行う。それ以外のものについてはあらかじめ関係団体（企業）との間で協定を結び、在庫の優先的供給を受ける等の民間協力を頼らざるをえない。

また、応急対策については、全ての対策を行政のみで実施することは不可能であることから、災害時には積極的に協力が得られるよう、平素から連絡を緊密にしておくことが必要である。

以下の事項について、関係団体との間で協定を結ぶものとする。

- (1) 米穀調達に関する協定
- (2) 飲料水の提供に関する協定

- (3) 応急給水業務に関する協定
- (4) 燃料の提供に関する協定
- (5) 情報提供に関する協定
- (6) 医薬品等調達に関する協定
- (7) 応急対策用貨物自動車等の提供に関する協定
- (8) 応急対策業務に関する協定

3 各家庭における備蓄の促進

住民各自は「自分の命は自分で守る」という心構えが必要であるが、水がなくなるとは人間の生死にかかわる問題である。季節や気温によって違いはあるが、大人1人が1日に必要な水は約3ℓとされている。各家庭において最低3日分の水と食料の備蓄の重要性について、広報等あらゆる手段を用いて周知し、「家庭での備蓄」の習慣の普及を図る。

(1) 飲料水の備蓄

ペットボトル入りミネラルウォーターの利用、又就寝前にいろいろな容器に水を汲み置きしておく習慣の普及に努める。

(2) 飲料水以外の水

食器や手を洗うため、又は水洗トイレ用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及に努める。

(3) 非常食

缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品等がある。

特別に非常食として備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干しうどんやそば等、日常の食品を余分に買い置きしておき、古いものから順に食べては補充していく習慣の普及に努める。

(4) 非常用持ち出し袋等

各家庭で、災害時に必要と思われる貴重品等（預貯金通帳、実印、常備薬等を含む。）をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく。

4 防災資機材の備蓄

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係団体（業者）と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する協定の締結に努め、災害時には、積極的に協力が得られるよう、平素から連絡を緊密にしておくことが必要である。

(1) 救助・救援用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボー

ト等の救助・救援活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

(2) 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(3) 水防関係資機材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(4) 流出油処理用資機材

市及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(5) 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立に努める。

(6) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

5 防災資機材の点検

市は、毎年、防災用資機材の整備・点検を行い、在庫数量及び過不足の状況を確認するものとする。また、資機材等物資の調達担当者は、毎年降雨期前に関係業者と協議し、災害時に物資の円滑な供給が行えるよう努めるものとする。

6 備蓄資機材の状況

資料編別表3 「備蓄資機材状況調」参照

第8節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

1 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 市の配備動員体制

市長はあらかじめ非常配置編成表により緊急防災要員を指名するとともに、職員の出動基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(2) 気象警報等の伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難場所等(小、中学校等)との情報連絡についても同様とする。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

市は住民等に対して気象警報等が確実に伝わるよう、テレビ(CATV含む)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(登録制メール、エリアメールを含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(3) 住民等の避難誘導関係

本計画第2章第9節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(4) 行動計画(タイムライン)の作成・運用関係

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(5) 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を

策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食糧等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

2 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

ア 防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所との情報連絡についても同様とする。

イ 災害広報実施体制の整備

市は、非常通信協議会と連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、県及び国等関係機関と連携し、最新の情報

通信関連技術の導入に努めるものとする。

発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

（3）通信機能の整備関係

ア 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線、IP 通信網、CATV 網等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 市は、県と共同し有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

オ 市は、地震・津波災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。

カ 市は、防災関係機関と共同して、移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

キ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実に図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

3 災害派遣、広域的な応援体制への備え

（1）自衛隊災害派遣関係

ア 市及び関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。なお、ヘリポートを選定する際は、避難場所等との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

ア 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

イ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

4 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療・救護活動関係

市及び県は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、負傷者の発生に対応するため、医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、県は、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は市から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 市は、大地震等発生時の火災予防のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り初期消火を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

- (ア) 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。
- (イ) 大地震等発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。
- (ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。
- (エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。
- (オ) 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。
- (カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。
- (キ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行うものとする。

5 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

市は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

6 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第9節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は学校区や自治会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 防災行政無線や衛星携帯電話など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、県と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。

7 救援物資の調達・供給活動への備え

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

ア 市は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

(ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

(イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

(ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 県知事は、災害時に備えて、平素から市が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

8 倒木等への対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。市は、事前伐採時に協力する。

9 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

10 建設業等の担い手の確保・育成

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

11 空家状況の把握

市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

12 男女共同参画部局との連携

平常時から男女共同参画の視点に配慮した啓発等を行うとともに、災害時には、避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

13 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者は、あらかじめ市長等と協議のうえ、地震・津波災害など地域の状況を十分に考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の責任者は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について地域の状況に十分考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないように配慮する。

(3) 児童・生徒・学生に対する防災教育

ア 市教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の実施について、学校の管理者を指導する。

イ 学校の管理者は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(5) 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(6) 社会教育等を通じた啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

14 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証

明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第9節 円滑な避難体制の確保に関する計画

市及び関係防災機関は、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう必要な防災対策の推進を図る。

1 浸水想定区域等の指定

(1) 洪水浸水想定区域の指定

ア 対象河川

(ア) 洪水予報河川 小瀬川水系小瀬川（実施区間：左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1地先から海まで、平成12年3月31日付け建設省・運輸省第1号告示）

(イ) 指定年月日 令和2年3月30日

(ウ) 告示番号 国土交通省中国地方整備局告示第18号

(エ) 指定の前提となる計画降雨 小瀬川流域の1日間総雨量 428mm

イ 市は、本計画において、小瀬川浸水想定区域について、次の事項を定めるものとする。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 避難場所

(ウ) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、当該浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

(エ) 施設の名称及び所在地

(オ) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合、本計画において、警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 情報の収集、伝達及び避難体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避

難体制に関する事項

イ 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一避難行動をとるべき避難単位の設定

ウ 避難場所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難場所の開設、運営体制及び避難場所開設状況の伝達

エ 要配慮者への支援

(ア) 警戒区域内にある要配慮者関連施設の利用者の円滑な避難が行われるよう

土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(イ) 在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

(3) 高潮浸水想定区域の指定

県は、台風等による高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。広島県は県内全域を水位周知海岸に指定済みであるが、水防法第14条の3で定義された高潮浸水想定区域への指定は保留されている。

市は、水防法第15条に基づき、避難場所及び経路等を指定をする必要があるが、広島県が水防法第14条の3に該当する高潮浸水想定区域を指定していないため、避難場所及び経路等の指定は保留中である。

(4) 雨水出水浸水想定区域の指定

市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、避難場所及び経路等の指定・公表をすることとなっている。

大竹市には水防法第14条の2に定義する排水施設がなく雨水出水浸水想定区域に該当しないため、上記は適用対象外である。

2 ハザードマップの活用について

市は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域（以下「浸水想定区域等」という。）、避難場所及び避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを活用し、住民への円滑な避難のため、平素から住民を対象とした訓練等実施するものとする。

3 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、認定こども園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市が避難情報の発令を行った場合は、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市長と協議して避難計画を作成しておく。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の活用に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主と

して、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

- a 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- b 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- c 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害などの地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な処置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15~10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等危険性の大きい工場等がない道路とする。
- エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 興業場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

4 住民への周知等について

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。

水防管理者（市長）は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防区域を一般に周知するように努めるものとする。

5 指定避難所の整備について

(1) 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じ施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

- ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、通信機器等
- ウ 要配慮者にも配慮した施設・設備
- エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- オ 食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物

資等（指定した指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

カ 家庭動物のためのスペースの確保

キ 指定避難所の電力容量の拡大

ク 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(2) 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

(3) 避難路場所等のバリアフリー化

子供から高齢者まで、誰もが安全に避難でき、安心して利用することができる施設となるようバリアフリー化に努めるものとする。

(4) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(6) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

6 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

第10節 防災訓練実施計画

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関及び住民それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、継続的な実施が必要である。

市は、県、他市町及び防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。訓練にあたっては自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容となるように留意する。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市、県、防災関係機関及び自主防災組織等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部設置運営 ・ 情報の収集・伝達 ・ 避難誘導 ・ 避難所・救護所設置運営 ・ 応急受入 ・ 緊急交通路の確保 ・ 自主防災組織の活動支援 ・ 広域応援協定に基づく広域合同訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動 ・ 救助・救急 ・ 医療救護 ・ ライフライン施設応急復旧 ・ 救援物資輸送 ・ 情報伝達・広報等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火 ・ 応急救護 ・ 炊出し ・ 避難・避難誘導 ・ 要配慮者の安全確保等

2 個別防災訓練

- (1) 水防訓練（水防工法、樋門等操作、水位・雨量の観測、関係職員・消防団員の動員、一般市民の協力応援、水防資機材の輸送、通信、伝達等）
- (2) 消防訓練（救急、救助、消火）
- (3) 災害救助訓練（救護、救出、炊出し、給水、連絡その他）
- (4) 避難訓練（学校、病院、福祉施設、工場、スーパーマーケット、一般住家等）

を対象に他訓練と併合)

(5) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の状況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(6) 職員の参集、非常招集訓練

大規模災害を想定した参集訓練及び非常招集訓練を実施する。

(7) 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、広島県総合行政通信網（衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

(8) 図上訓練

防災計画の検討と幹部職員又は防災担当者を対象とした訓練で、図上での演習の実施。

3 訓練の実施時期及び場所

毎年度、訓練の種類に応じ計画を定めるとともに、実施時期については、出水時期前又は防災週間を中心に実施するものとする。

なお、訓練場所については適宜選定するものとする。

4 訓練の方法と評価

訓練の細目、訓練の実施要領は、その都度関係機関が協議して定めるものとし、訓練終了後は、評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

5 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

6 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、病院、社会福祉施設、工場、ス

ーパーマーケット及びその他消防法で定められた事業所(施設)の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防本部及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の助言を受け訓練を実施する。

訓練内容は、初期消火、応急救護、避難及び要配慮者の安全確保等について実施する。

(3) 防災意識の向上

市民一人ひとりには、災害時の行動の重要性にかんがみ、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練へ参加し、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第11節 防災活動の促進及び防災知識普及計画

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による自主防災組織の体制整備が図られて、はじめてその目的が達成できる。特に、大災害発生時においては、これらの自主防災組織と消防、警察及び自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、避難者の誘導、被災者への各種救助活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等に防災活動の促進及び防災知識の普及を図る。

また、大規模災害等に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に止めるため、市では、「自助」・「共助」・「公助」が密接に連携し、社会全体で防災に取り組む「防災協働社会の構築」を目指すものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 防災知識の普及内容

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項で、防災知識として普及すべき内容は次のとおりとする。

- (1) 市地域防災計画の概要
- (2) 災害のメカニズムに関する知識
- (3) 気象に関する知識
- (4) 土砂災害等災害危険箇所に関する知識
- (5) 災害により交通の途絶しやすい地域に関する知識
- (6) 災害時の心得（避難場所、携帯品その他の事項）
- (7) 被災後のとるべき心得（保健衛生その他の事項）
- (8) 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- (9) その他防災知識の普及啓発に必要な事項

2 防災知識の普及方法

- (1) 広報紙、機関紙等の利用

市広報紙又はパンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）の利用、マニュアルの作成及びホームページ等により防災意識の高揚を図る。

- (2) 立看板、懸垂幕等の掲示

防災週間、出水時期には立看板、懸垂幕等を掲示し、住民に対し注意を促す。

(3) 広報車の巡回

台風接近時及び火災気象警報発令中に随時広報車を出動させ、地域内を巡回し広報する。

(4) 講演会、座談会等の開催

自治会、その他の団体及び事業所等を通して開催する。(要配慮者にも十分配慮する。)

(5) 講習会の開催

防災管理者、危険物取扱者、防火管理者等に対して講習を行う。

(6) 防災訓練の実施

各種防災訓練を実施して、的確な応急活動の周知と防災知識の普及を図る。

(7) 自主防災組織、大竹市地域防災リーダーの育成指導

自主防災組織、大竹市地域防災リーダー(以下、「防災リーダー」という。)の結成促進、育成を通じて、防災知識の普及啓発を図る。

(8) その他実情に即した方法による普及啓発

3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等非常対応マニュアルを作成し活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

(1) 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引書等の配布
- エ 訓練による実践的研修

(2) 研修の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う防災関係機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常招集の方法
- ウ 自然災害等の発生原因についての知識及び各種災害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

4 住民に対する教育

(1) 学校教育

児童及び生徒に対して、防災に関する教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得等を図る。

ア 災害発生原因に関する知識の習得

イ 避難その他防災知識の習得

ウ 防災意識の向上

エ 防災訓練の実施

オ その他必要な事項

(2) 防災上重要な施設管理者の防災教育

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

(3) 社会教育

関係機関、団体等と連携して、事務所及び一般家庭等の社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により、防災知識の向上を図る。

(4) 職場教育

事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画を立て、防災教育及び防災訓練を実施し、防災知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱者の講習を行う。また、事業所及び工場内の自衛消防組織の整備育成や、将来的には地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していくものとする。

第12節 自主防災組織の育成、指導計画

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織を育成、指導を図るための計画である。

1 地域住民等の自主防災組織

災害による被害を最小限にとどめるには、市、県、国及び防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

本市の自主防災組織の拡大を図るため、地域住民に対し積極的な指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進する。

なお、自主防災組織の編成及び活動は、次により行うものとする。

(1) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存の自治会、コミュニティ組織等を活用して編成する。

その規模が大きすぎる場合は、地域防災活動がしやすいブロックに分ける。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、女性の参加を求めるなど昼夜間の活動に支障のない組織編成とする。また、看護師等、地域内の専門家や経験者の参加も求める。

ウ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

エ 住民の高齢化が進んでいる地域は、特に自主防災組織の編成と併せて、防災対策の強化推進を図る。

(2) 平常時における自主防災組織の活動内容

ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

イ 避難の呼びかけ体制の構築及び能力向上

ウ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施

エ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検

オ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

カ 家庭及び地域における防災点検の実施

キ 地域における高齢者、障害者等の要配慮者の把握

(3) 発生時における自主防災組織の活動内容

ア 出火防止、初期消火の実施

イ 避難の呼びかけの実施（正確かつタイムリーな情報収集、避難の呼びかけの伝達）

- ウ 救出、救護の実施及び協力
- エ 高齢者や障害者等の要配慮者の安否確認及び移動補助等
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しの実施及び協力
- キ 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

2 消防団の活性化

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助・救出活動、避難誘導等、防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策等を推進し、消防団の強化、活性化を図る。

島しょ部においては、災害時に応援の到着等の時間的制約があり、島に在住する団員の活動が重要となる。このため、団員の確保対策を積極的に推進する。

3 地区防災計画の策定等

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第13節 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

なお、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県・市との協定締結や防災訓練への参加等に努めるものとする。

このため、県及び市は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

第14節 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティアの体制づくりについては、市は大竹市社会福祉協議会と協力し、医療業務、看護業務、介護業務、被災建築物の応急危険度判定等専門的な資格や技能を有するボランティアの把握、育成等を平常時から行うとともに、災害時の活動拠点、資機材等の提供を図る。

また、市及び大竹市社会福祉協議会は、ボランティア団体との間で、以下の諸点について検討し、必要事項を確認しておくものとする。

- 1 災害時にボランティア活動に参加したい希望者を事前に登録できる制度を設け、ボランティア団体を通してその状況を十分に把握しておく。
- 2 ボランティア団体を通じて、災害におけるボランティア活動にかかわった経験者の中から防災ボランティア・コーディネーターを養成し、またボランティア団体が行う技能研修や情報交換等の機会を積極的に支援することとする。
- 3 ボランティア活動は、一般市民の自発的な活動であることから、財政面等での支援にあたっては、団体及び個人的な活動について制限や規制等を行わないよう努めることが必要である。
- 4 震災対策におけるボランティア活動には、現場での活動に従事することが主体であるが、応急対策上使用する資機材も必要であることから、ボランティア団体は応急対策に関する資機材の提供者の登録も併せて行うこととする。

第15節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

1 要配慮者のための環境整備

(1) 市は、避難場所及び避難経路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、発災時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害に対する確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努める。

(2) 市は、新たに都市開発を行う際には、社会福祉施設及び病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所及び避難路との位置関係を考慮する。

2 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、市関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設、病院等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市、社会福祉施設及び病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

市は、関係機関と連携して高齢者及び障害者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、避難行動要支援者支援制度の推進を図り、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

市及び県は、高齢者・障害者等が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消及び点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、避難行動要支援者に関する情報を把握し、防災担当、福祉担当その他関係部局と連携のもと、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難支援等に携わる関係者（消防本部、消防団、自治会、民生委員、社会福祉協議会、警察署）に提供し、避難支援体制の整備に努める。

ウ 避難行動要支援者の範囲は、本市に居住する者のうち、つぎのとおりとす

る。

(ア) 70歳以上でひとり暮らしの者、又は、75歳以上のみの世帯の者

(イ) 身体障害者で身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級の者（聴覚、視覚、音声・言語機能障害については1級から6級の者）

(ウ) 知的障害者で療育手帳の障害の程度が㊦又はAの者

(エ) 精神障害者で精神保健福祉手帳の障害の程度が1級の者

(オ) 介護保険の要介護認定が3以上の者

(カ) (ア)～(オ)に準ずる状態にある方で、支援が必要と判断される者

エ 市は、対象となる要支援者を把握するため、内部で所有している要支援者に関する情報として、前記ウ(ア)～(カ)の情報を抽出する。

オ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援の必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

カ 市は、避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止として、守秘義務や複製禁止の説明等の必要な措置を講じるものとする。

キ 市は、要配慮者や避難行動要支援者に対し、円滑に避難行動が行えるよう、防災無線、戸別受信機、防災メール等の多様な手段を活用して、避難情報等の伝達を行うものとする。なお、避難指示等の判断基準は、災害対策本部運営マニュアルに示す。

ク 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

(6) 災害発生時の避難支援プランの策定

市は、災害の発生に備え、防災担当部局、福祉担当部局その他関係部局と連携し、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成、管理・共有するとともに、災害発生時にとるべき行動について、あらかじめ地域の実情に応じた避難支援プラン（全体計画）を策定し、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるよう努める。

(7) 個別避難計画

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、ハザードマップで危険な区域に居住する避難行動要支援者のうち、要介護度や障害の程度等により、作成の優先度の高い者について、令和7年度末を目標に作成に努めるものとする。

- ウ 個別避難計画の作成に必要となる個人情報、災害対策基本法に基づき、市の関係部署で把握している情報を集約するほか、必要な範囲で県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。
- エ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- オ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者のほか、支援に必要な限度で、あらかじめ消防機関、警察、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止として、守秘義務や複製禁止の説明等の必要な措置を講じるものとする。
- カ 市は、要配慮者や避難行動要支援者に対し、円滑に避難行動が行えるよう、防災無線、戸別受信機、防災メール等の多様な手段を活用して、避難情報等の伝達を行うものとする。なお、避難指示等の判断基準は、災害対策本部運営マニュアルに示す。
- キ 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。
- ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- ケ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- コ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (8) 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、避難支援等関係者の協力を得て、地域における避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努めるものとする。

4 地域ぐるみの支援体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等との繋がりを保つよう努力するとともに、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者の状況を把握しておくなど、地域ぐるみの支援体制を整備する。

また、市は、災害時におけるホームヘルパー等による在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（福祉避難所の設置を含む。）の整備に努める。

5 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるにあたっては、要配慮者のための臨時避難所の確保などに配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障害の状況等に応じた情報提供
- (4) 調整粉乳等や柔らかい食品など特別な食料を必要とするものに対する当該食料の確保及び提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- (6) 避難所・居宅への保健師等相談員の巡回による生活状況把握や健康相談実施

6 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、県と協力して、要配慮者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及に努めるとともに要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、車椅子利用者

等)を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

7 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

要配慮者関連施設(資料編別表4、4-2、4-3)の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法等に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第16節 土砂災害予防計画

市及び関係防災機関は、荒廃した山地、農地からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、斜面崩壊、地すべり等から人命及び財産を守るために、危険区域の実態調査及び把握を行い、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進するとともに、山地災害対策の推進を図る。

1 砂防事業

流域から発生する流出土砂を調整するとともに、土砂流出による災害を防止するため砂防堰堤等を整備し、併せて市街地周辺の土砂災害の発生するおそれのある地域の整備に重点をおいた事業の促進を図り、必要があれば砂防区域の指定を推進し、効率的かつ重点的な整備を推進する。

2 治山事業

集中豪雨・台風等による土砂災害の予防・復旧のための山腹崩壊対策、土石流対策、落石防止対策及び山地災害防止機能の低下した森林の整備等の治山事業を積極的に推進する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、危険度の高いものから順次急傾斜地崩壊危険区域に対する防災工事を推進する。

また、日頃から調査・点検を行うとともに県調査結果以外の危険箇所把握に努め、必要があれば危険区域の指定を推進し、土砂災害による被害抑制対策を講じるため崩壊防止工事を推進する。

4 警戒避難体制の整備

急傾斜地崩壊危険区域及びその他の危険箇所（以下「危険区域等」という。）について、危険区域等の周知徹底、防災パトロールの実施、情報の収集・伝達方法の整備、避難方法の検討を行い、警戒避難体制の確立を図る。

（1）危険区域等の周知

本計画に危険区域等を掲載するとともに、管内図に明示する危険区域等を公共施設、地区集会所等に掲示し関係住民に周知する。

（2）自主防災組織との連携

災害情報の収集・伝達、避難、救助等の活動及び危険区域等の周知、発見が円

滑かつ迅速に遂行されるよう、自主防災組織との連携を深めるものとする。

(3) 避難に係る警報装置の整備促進

危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計や警報装置等の整備に努めるものとする。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

急傾斜地崩壊危険区域について、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、毎年梅雨期及び台風期の前並びに豪雨が予想される時及び融雪期に防災関係機関の協力を得て、防災パトロールを実施し、急傾斜地崩壊危険区域の点検を行う。

(5) 情報の収集・伝達体制の整備

日頃から過去の経験を基にどの程度の雨量になれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくと共に、気象予警報の収集伝達体制を整備する。

さらに、危険区域等における簡易雨量計の観測者及び防災パトロール実施者による緊急情報の収集伝達方法も、十分に配慮しておくものとする。

5 危険区域等に準ずる箇所における措置

急傾斜地崩壊危険区域及びその他の危険箇所の指定を受けない箇所についてもその箇所の特殊性に配慮して、本計画の各事項に準じた措置をとるものとする。

第17節 浸水想定区域内の要配慮者関連施設災害予防計画

市は、市内浸水想定区域内における地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者関連施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

なお、本市には、市内浸水想定区域内に地下街等は存在しないため、要配慮者関連施設についての予防計画を定める。

1 避難の確保を図るための措置

市は、浸水想定区域内における要配慮者関連施設での利用者における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、以下のことを推進する。

(1) 洪水予報等の伝達

円滑かつ迅速な避難の確保を図るために防災行政無線放送、電話、FAX及び広報車等を活用して洪水予報の伝達を行うものとする。

なお、洪水予報の具体的な伝達方法については、本編第3章第2節第3項「気象警報等の伝達に関する計画」に定めるところによる。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。

なお、具体的な措置については、本編第3章第2節第4項「住民等の避難誘導に関する計画」に定めるところによる。

(3) 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設の名称及び所在地

資料編別表4「小瀬川浸水想定区域内における要配慮者関連施設一覧」参照

(4) 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設の利用者への洪水予報等の伝達方法

当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者と協議し、当該施設ごとに電話及びFAX等を活用した洪水予報の伝達方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(5) 洪水ハザードマップの作成

市は、上記のことを市民等に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布するものとする。

第18節 広域避難の受入に関する計画

災害対策基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

1 被災住民の受入

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

2 被災住民の受入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

(2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

3 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 通則

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大の防止及び応急復旧を図るための計画である。

なお、この計画の実施にあたっては、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市が補助機関となって実施されるが、同法第30条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、災害発生の都度、県知事が市長に実施を指示した事務については、市長が実施機関となり行う。

第2節 災害発生前の応急対策

この計画は、災害を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止する組織を確立することを目的とする。

第1項 組織、動員計画

1 災害応急組織の基本原則

災害応急対策は、原則として災害応急対策実施責任者がそれぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行うものとし、災害応急対策の実施に関する総合調整は、大竹市災害対策本部（以下「本部」という。）で行う。

2 大竹市防災会議

大竹市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災害対策基本法第16条第1項及び大竹市防災会議条例（昭和39年大竹市条例第16号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針の樹立及び計画を作成し、その実施を推進するものである。（資料編 資料1 参照）

3 大竹市災害対策本部

（1）本部は、災害対策基本法第23条の2第1項に基づいて、市長が設けるものであり、次のような場合において特に必要と認めたときに設置する。

細部については、大竹市災害対策本部運営マニュアルで示す。

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報等が発令され、総合的な対策を必要とするとき。

イ 市域に大規模な地震、火災、爆発、海上における流出油等の災害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。

ウ その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

エ 他自治体からの要請等により市長が必要と認めたとき。

（2）組織

本部の組織は、災害対策基本法第23条の2第2項、第3項、大竹市災害対策本部条例（昭和39年大竹市条例第17号）及び大竹市災害対策本部条例施行規則（昭和40年大竹市規則第21号）の定めるところによる。

（資料編 資料2、3、4 参照）

（3）職務分掌

大竹市災害対策本部条例施行規則に定めるところによる。

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部長付及び各部長等をもって構成し、主として次に掲げる事項を処理する。

- ア 災害予防に関すること。
- イ 災害応急対策実施に関すること。
- ウ その他本部長が必要と認める事項。

(5) 本部連絡員

- ア 各部に本部連絡員（部長が指名する職員）1名を置く。
- イ 本部連絡員は、各部所管事項を本部長又は本部員へ報告及び本部長又は本部員の指令等を所属の部署に伝達する任に当たるものとする。
- ウ 本部連絡員は、災害対策本部内の所定の場所に常駐するものとする。

(6) 設置場所

本部の設置場所は、本庁舎3階大会議室とする。

(7) 本部設置の公表及び通知

本部を設置したときは、直ちにその旨を公表及び通知するとともに、本部の標識を標示する。（資料編 資料5参照）

公表及び通知先は、広島県、防災会議を構成する各関係機関、自主防災組織及び一般住民とする。

(8) 本部長の代理

本部長に事故のあるときは、副本部長が行い、副本部長に事故のあるときは、総務部長が行い、総務部長に事故のあるときは、在庁職員の中の最上級者が本部長に代行し、直ちに本部を設置する。

(9) 本部の廃止

本部長は、予想された被害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

(10) 本部廃止の公表及び通知

本部を廃止したときは、本部設置の場合に準じて公表及び通知するものとする。

(11) 本部設置前の組織

本部が設置される前の組織については、本部の組織に準ずるものとする。

4 大竹市災害拠点施設の整備

(1) 市災害拠点施設

本部の設置機能を有する市災害拠点施設は、次のとおりとする。

- ア 大竹市役所

- イ 大竹市消防本部
- ウ 大竹会館（アゼリアおおたけ（講堂部分を含む））
- エ 大竹市給食センター（小方学園施設を含む）

（2）代替施設の設置

広域災害等の発生により、本部を設置した災害拠点施設が被災し、機能不全に陥った場合の代替施設は、前号で定めた各施設から選定する

5 職員の配備及び動員

（1）体制

ア 注意体制

状況により速やかに高度の配備態勢に移行できる体制、主として情報収集及び連絡活動を行う。

イ 警戒体制

事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。

ウ 非常体制

災害対策本部・支部を設置した体制、全庁的に情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。

（2）動員

職員の動員配備の体制は、気象予警報の種別毎にあらかじめ定められた「大竹市非常配置編成表」により迅速な体制をとるものとする。

ア 第1次非常配置

気象等警報の発表又は発表が予想され、事態発生までにかなり時間的余裕があると認められるときで、「大竹市非常配置編成表」の第1次配置の者が任務につくものである。

イ 第2次非常配置

気象等警報の発表又は発表が予想される場合、及び被害発生の恐れがあると認められるときで、「大竹市非常配置編成表」の第1、2次配置の者が任務につくものである。

ウ 第3次非常配置

災害の発生又は非常事態の切迫及び第2次非常配置体制では十分な防災活動ができないと認められるときで、「大竹市非常配置編成表」の第1、2、3次配置のものが任務につくものである。

（3）配備編成

各部、各支部の配備編成は、別に定める「大竹市非常配置編成表」のとおりとす

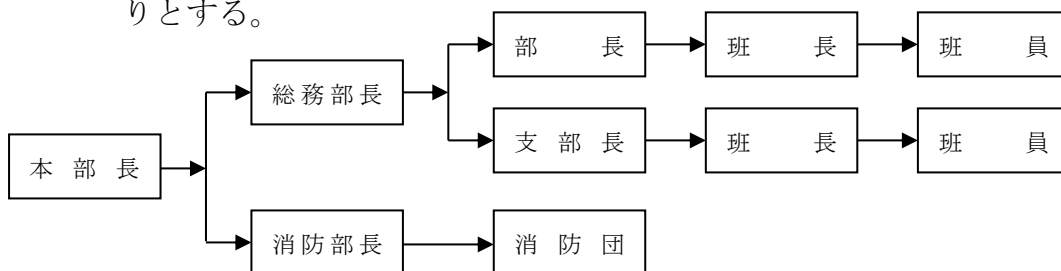
る。ただし、本部長は、災害の規模及び特殊性に応じてこの編成表により難いと認めるときは、臨機応変の配備編成をすることができる。

(4) 動員配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための動員命令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

ア 勤務時間内の場合

(ア) 職員の勤務時間内における動員命令の伝達経路及びその方法は、次のとおりとする。



(イ) (ア) の場合の伝達は、原則として防災メールで行い、併せて、庁内の場合には庁内放送、電話又は口頭で行い、庁外の場合は電話で行うものとする。

イ 休日及び時間外における動員

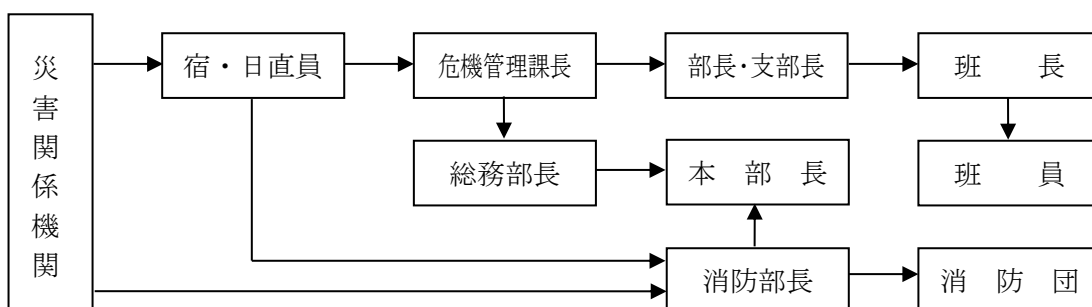
職員の休日又は勤務時間外における動員命令の伝達経路及び方法は、次のとおりとする。

(ア) 日宿直員は、日宿直勤務中において、県危機管理課、広島県西部建設事務所廿日市支所等関係機関から気象等予警報及び災害情報を受領したときは、直ちに危機管理課長に連絡しなければならない。

(イ) (ア) の連絡を受けた危機管理課長は、情報内容を検討し、災害の発生又は発生の予想される情報については、直ちに総務部長に報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

(ウ) 総務部長は、(イ) の報告を受けた場合、情報の種類、規模等を考慮し、必要と認めるときは、本部員をメンバーとする本部員会議の開催を市長に進言し、市長が開催を判断し、災害対策について検討を行い、必要と認める場合は、その他の職員を招集し、災害対策に従事させるものとする。

(エ) 動員配備体制をとる場合の連絡は、次のとおりとする。



(オ) 伝達は原則として防災メール又は電話によるものとするが、通信機関が途絶しているときは、広報車又は伝令によるものとする。

ウ 動員配備完了報告

各部長及び各支部長は、動員配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に電話等で連絡を行い、その後速やかに文書で報告するものとする。(資料編様式1参照)

エ 応援動員

(ア) 部長及び支部長は、災害応急活動を実施するに当たり、要員補強の必要があると認めたときは、危機管理課長に応援動員を要請するものとする。

(イ) 危機管理課長は、前号による動員要請があった場合、直ちに要請内容を検討し、本部長及び関係部長と協議し、余裕のある部、班に動員指令を行うものとする。

なお、本部に余裕がない場合は、消防部を通じて消防団その他関係機関に協力を求めるものとする。

(ウ) 応援動員の指令を受けた部、班長は、直ちに応援班を編成し、出動しなければならない。

(5) 本部設置以前における動員配備

本部設置以前において、災害に備えての職員の動員配備については、本計画に準じて行うものとする。

(6) 標識等

ア 本部長、副本部長、本部長付、部長、副部長、支部長、副支部長、班長その他本部及び支部の職員が災害活動に従事するときは、別に定めのある場合を除くほかは、「資料編」資料6の規格による腕章を着用するものとし、必要に応じてヘルメットを着用する。

イ 災害時において使用する車両の標識及び規格は、「資料編」資料7で示す車両旗のとおりである。

第2項 労働力確保計画

災害応急対策実施のため、本部組織の動員だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に労務者を雇い上げ、応急対策活動の万全を期するための計画である。

1 労務者の雇い上げ

市は、活動要員及びボランティアの人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別の労力が必要なときは、市内建設業者から労力の協力を求めるほか、状況

により労務者を雇い上げるものとする。

(1) 労務者雇い上げの範囲

災害救助法第23条第1項に基づく救助の実施に必要な労務者の雇い上げの範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難誘導労務者
- イ 医療及び助産における移送労務者
- ウ 被災者の救出労務者及び救出機械器具その他資材操作、後始末労務者
- エ 飲料水の供給労務者
- オ 救済物資の整理、輸送、配分労務者
- カ 遺体の搜索、処理（埋葬を除く）労務者

(2) 雇い上げの方法

市は、職業安定所に対して労務者の供給を依頼する場合は、次のことを明示して行うものとする。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労働時間
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

(3) 労務者雇い上げの期間

労務者雇い上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇い上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

(4) 賃金の基準

賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に、災害時の事案を勘案して決定する。

2 労務応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員が不足し、またボランティアの協力及び労務者の雇い上げが不可能なときは、次の事項を明示して県知事へ労務応援を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員

- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他必要な事項

第3項 気象警報等の伝達に関する計画

災害関係の気象等予警報の伝達、情報の収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するための計画である。

1 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こる恐れがある場合	気象業務法 第13条 水防法 第10条第1項
国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所 広島地方気象台 下関地方気象台 (共同)	小瀬川 左岸 大竹市小方町小方字安条山 650 番の1地先から海まで 右岸 岩国市大字小瀬字深瀬 3354 番地先から海まで 上記について洪水の恐れがある場合	水防法 第10条第2項 気象業務法 第14条の2第2項
広島県 土木建設局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生の危険度が高まった場合	災害対策基本法 第55条 気象業務法 第11条
気象庁本庁	津波の恐れがある場合	気象業務法 第13条
気象庁本庁	地震動により重大な災害が起こる恐れのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。	

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報及び警報

(ア) 注意報

気象現象等によりに災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。（掲載の基準は「大竹市」の基準値）

種類		発表基準		
一般の 利用に 適合す るもの	風雪注意報	風雪により災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。		
	強風注意報	強風により、災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。		
	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		14	114	
	大雪注意報	大雪により、災害が起こる恐れがある場合。具体的には24時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。		
		12時間降雪の深さ	平地 10cm	山地 25cm

種 類	発 表 基 準
濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。
雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想される場合。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こる恐れのあるとき。
着雪注意報	着氷（雪）により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。
融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想される場合。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生する恐れがあるとき。
霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 4月以降最低気温が4℃以下と予想されるとき。
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。 冬期：最低気温が-4℃以下と予想されるとき。
波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が1.5m以上になると予想されるとき。

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には市で次の基準以上になると予想される時。	
		流域雨量指数基準	複合基準
		玖島川流域=16.6 恵川流域=8.8 大膳川流域=6.5	小瀬川流域=6, 36 玖島川流域=13, 16.6 恵川流域=9, 7.7
		避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、潮位が東京湾平均海面上（TP）2.1m以上になると予想される時。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	地面現象注意報 ※	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こる恐れがあると予想される場合。	
	浸 水 注 意 報 ※	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こる恐れがあると予想される場合。	

※ 標題を出さずに気象注意報に含めて行う。

(イ) 警報

気象現象によりに重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。(掲載の基準は「大竹市」の基準値)

種 類		発 表 基 準		
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。		
	暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。		
	大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には市で次の基準以上になると予想されるとき。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
		表面雨量指数基準 (浸水害)	土壌雨量指数基準 (土砂災害)	
		23	145	
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には24時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。		
		12時間降雪の深さ	平地 20cm	山地 45cm
波 浪 警 報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が2.5m以上になると予想されるとき。			
高 潮 警 報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には潮位が東京湾平均海面上(TP)2.6m以上になると予想されるとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。			
洪 水 警 報	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には市で次の基準以上になると予想されるとき。			
	流域雨量指数基準	複合基準		
	玖島川流域=20.8 恵川流域=11.0 大膳川流域=8.2	玖島川流域=13, 18.9		

種 類		発 表 基 準
一般の 利用に 適合す るもの	地面現象警報 ※	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
	浸水警報 ※	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
記録的短時間大雨情報		1時間雨量が110mm以上のとき。

※ 標題を出さずに気象警報に含めて行う。

(ウ) 特別警報

気象現象等により県域（一時細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が起こる恐れが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類	発 表 基 準	
一般の 利用に 適合する もの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想したとき。 災害が発生している可能性が高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される時。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
水防活動の 利用に 適合する もの	水防活動用 気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 排水注意報	一般の利用に適合する排水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用 気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

(注) 1 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また

新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除され新たな注意報、警報に切り替えられる。

- 2 注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 3 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。
目測観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。
- 4 ※印は要素が気象官署のものであることを示す。
- 5 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijma/index_heitanchi.html) を参照。
- 6 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- 7 土壌雨量指数基準値は1 km四方毎に設定しているが、表中の土壌雨量指数基準の数値は基準値の最低値を示している。1 km四方毎の基準値については、(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照。
- 8 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- 9 洪水警報・注意報における複合基準とは、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を指す。
- 10 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。
「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

<参考資料>

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている雨水の量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

(エ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報の発表基準

芸予地震（平成13年）に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごとに検討し、通常の実発基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1か月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

※大規模地震発生後速やかに実施する当面の措置としての暫定基準

対 象	大雨警報・注意報の暫定基準
震度5強を観測した市町	広島地方気象台から基準値設定後通知
震度6弱以上を観測した市町	広島地方気象台から基準値設定後通知

(オ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地上図で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	国管理河川の洪水危険度分布(水害リスクライン)では、数 km～数十 km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位(水面形)を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね200m ごとの洪水危険度分布(水害リスクライン)を示している。また、洪水予報の危険度分布では指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示しており、それぞれの詳細なリスク情報を洪水予報の危険度分布によりワンストップで確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(カ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(広島県南部・北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(広島県)で発表される。

(キ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、複数の県にまたがる広域を対象（山口県を除く中国地方4県を対象に「中国地方」で発表する。）に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

イ 気象庁本庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(ア) 種類

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害の恐れがあると予想されるとき発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる。
- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害の恐れがあると予想されるとき発表する。
- c 津波予報：津波による災害の恐れがないと予想されるとき発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超	巨大
			10m	
			5m	

津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	津波による重大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3 m	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、近づいたりしないでください。	1 m	(標記しない)

(注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。
このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。

- 5 津波警報等は、最新の地震、津波データの解析結果に基づき、内容を変更する場合がある。

b 津波予報

区 分	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関する他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台が共同で発表する注意報及び警報

区分	標 題	種 類	発 表 基 準
小瀬川水系洪水予報	小瀬川氾濫発生情報		<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	小瀬川氾濫危険情報		<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	小瀬川氾濫警戒情報	洪水警報(発表)又は洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき) ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
	小瀬川氾濫注意情報	洪水注意報(発表)又は洪水注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	小瀬川氾濫注意情報(警戒情報解除)	洪水注意報(警報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
	小瀬川氾濫注意情報解除	洪水注意報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

- エ 大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生の危険度が高まった場合に、広島県土木建設局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	<p>発表基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表。</p> <p>解除基準</p> <p>降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

- オ 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）

区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こる恐れのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

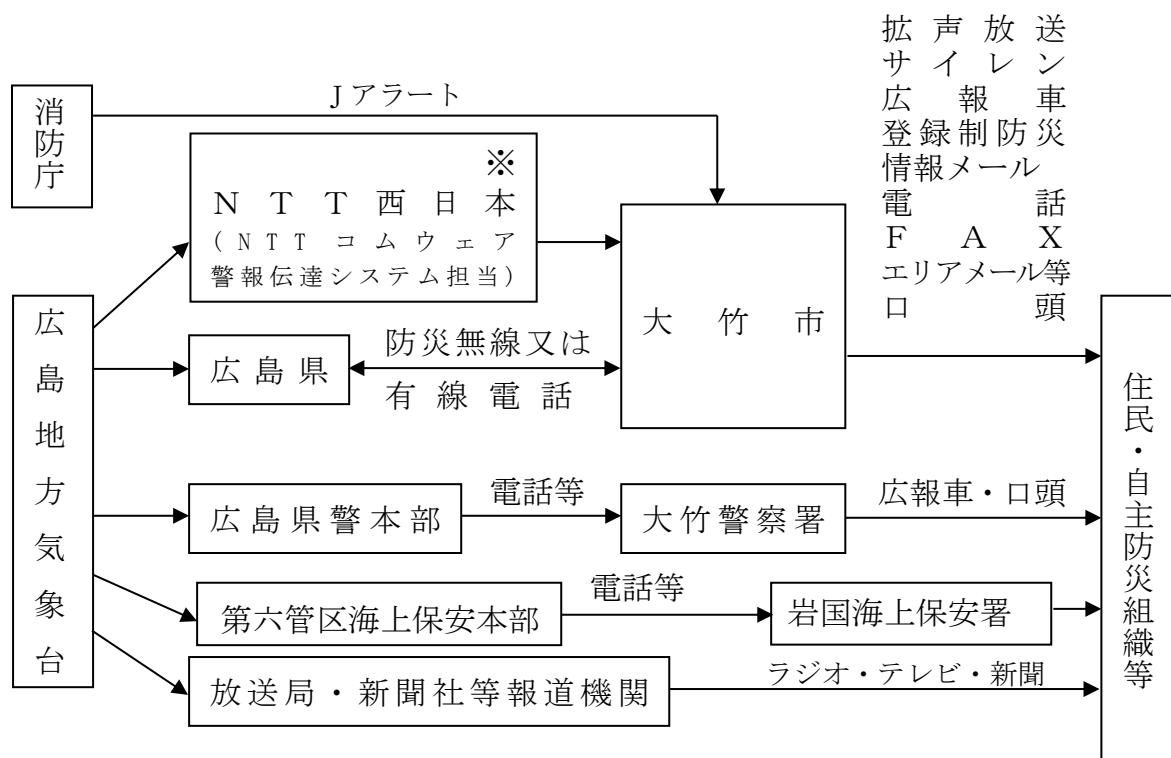
（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

（4）火災気象通報の発表の基準

- ア 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 35 パーセント以下となり、最大風速が 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
- イ 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのあるとき。ただし、降雨・降雪中は発表しないこともある。

(5) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

ア 気象等予警報に関する情報伝達組織・経路



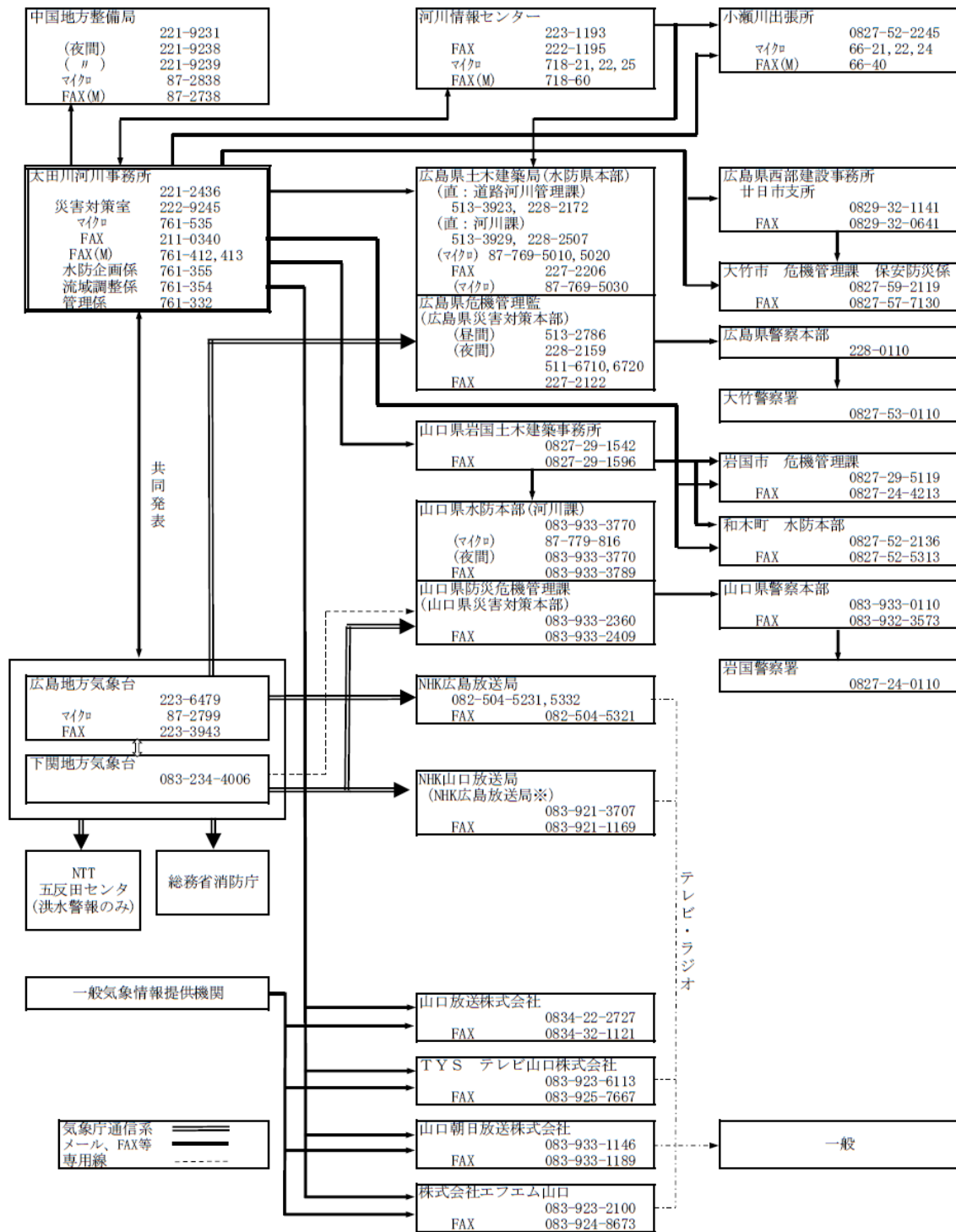
※ 気象業務法施行令第8条1号規定に基づく法定伝達（地震動を除く）

イ 市域の気象等関係情報の収集

広島地方気象台から発表される気象等予警報のほか、市域の防災活動に必要な気象等情報は、市内の各観測所（資料編 別表5参照）及び河川情報センターの協力を得て収集する。

ウ 指定洪水予報河川に係る伝達

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同して発表する小瀬川水系洪水予報は、次の経路により伝達する。



注1: なお河川情報センターの端末機が設置してある地域事務所水防管理団体も端末機から情報を得ることができる。

※ 障害時やNHK山口放送局の職員不在時間帯はNHK広島放送局へ伝達する場合があります。

エ 小瀬川水防災タイムラインによる伝達

小瀬川流域では、連携すべき関係機関が多岐にわたるため、「小瀬川水防災タイムライン」に基づき、各機関が連携して情報等を共有する。

また、時間軸に沿って各関係機関の行動項目をチェックすることで、災害に対する役割を確認し、迅速な防災行動を実現するための多機関連携型タイムラインである。

対象事象：洪水、内水、土砂災害、高潮

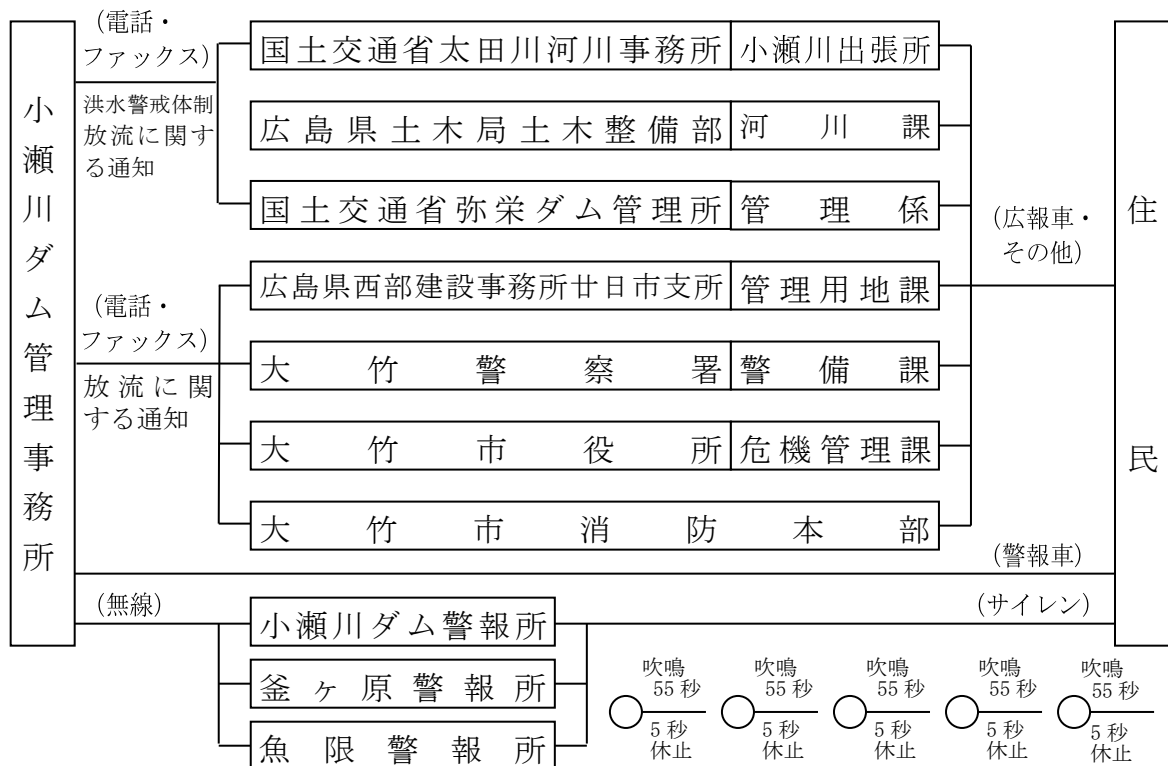
運用機関：大竹市、岩国市、和木町、消防、警察、自衛隊、ライフライン機関、報道機関、支援機関、広島県、山口県、ダム管理機関、気象庁及び国土交通省等小瀬川流域の防災機関（43機関）へ伝達する。

オ ダム情報

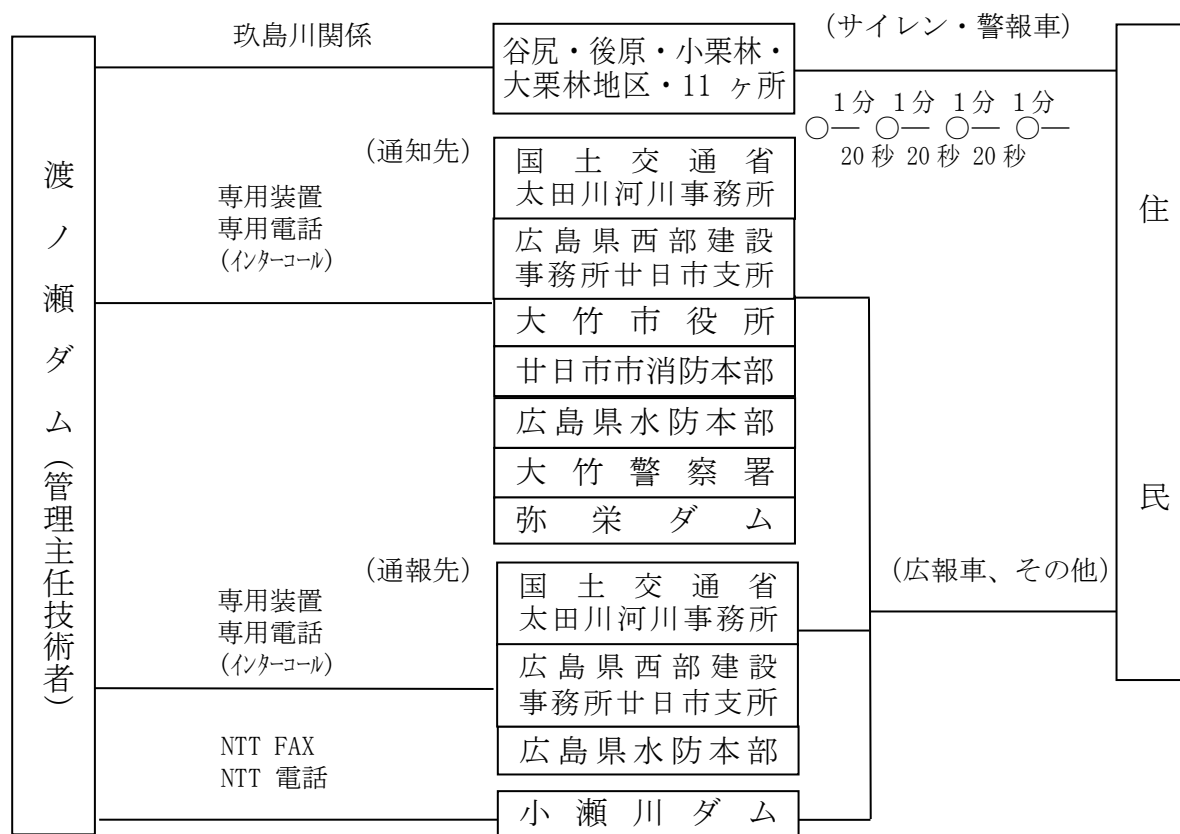
ダムの貯水放流は、住民への影響が大きいので、ダム管理者は放流を行う場合、本部長及び沿岸住民に対して、次の要領により通報する。

なお情報は、資料編様式2「小瀬川ダム放流通報簿」、様式3「渡ノ瀬ダム放流通知内容」、様式4「弥栄ダム放流に関する通知」により受信し、通報を受けた場合、本部長は直ちに影響のあると思われる関係機関に通報するものとする。

(ア) 小瀬川ダム洪水警戒体制、放流に関する通知の連絡体制



(イ) 中国電力渡ノ瀬ダム通知・通報連絡ルート（常時ルート）



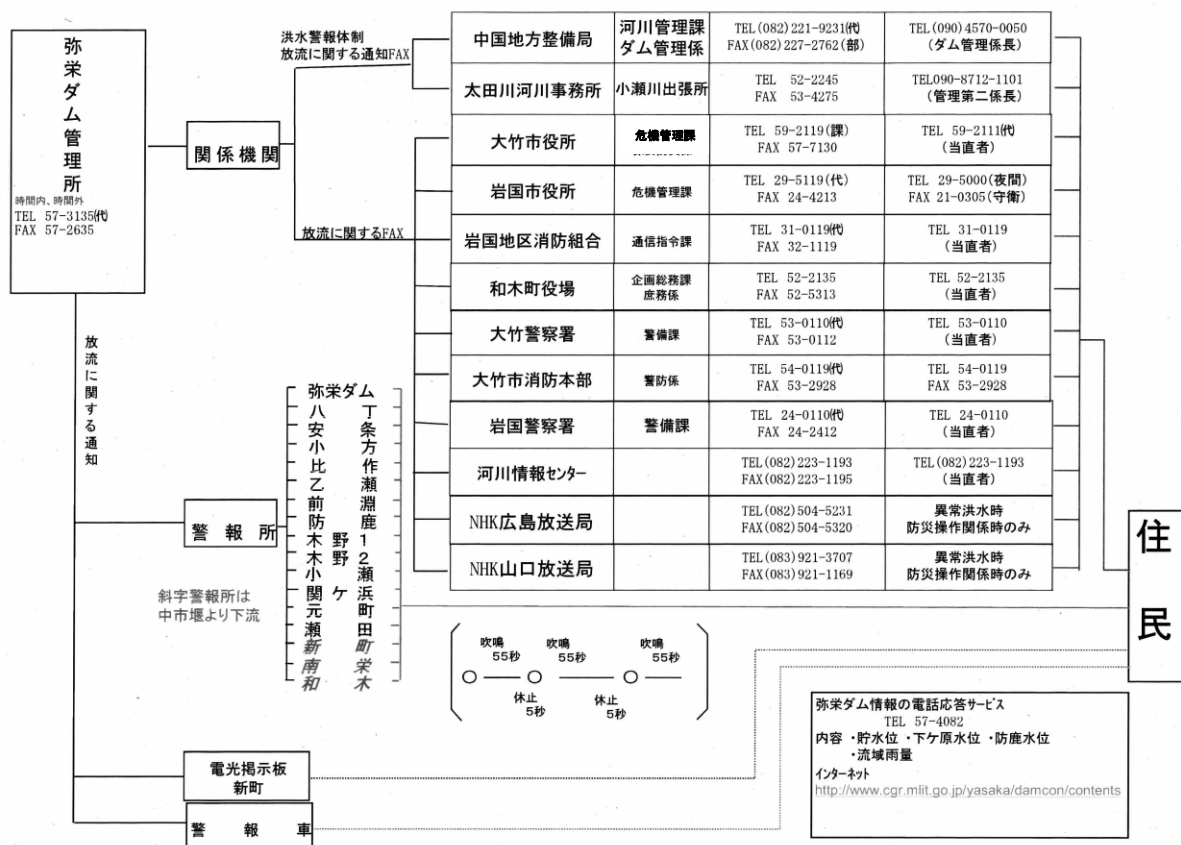
(通報)

通報先	項目	時 点
国土交通省太田川河川事務所 広島県西部建設事務所廿日市支所 広島県水防本部（土木建築局）	洪水警戒体制時	洪水警戒体制に入ったとき
	洪水開始時	流入量が洪水量になったとき
	最大流入量	流入量が増大してピークになったとき（洪水量以上）
	最大放流量	放流量が最大になったとき（洪水量以上）
	ダム情報	洪水開始から洪水終了までの間（毎正時）
	最高貯水位	貯水位が最高になったとき（洪水量以上）
	洪水終了	流入量が減水して無害流量になったとき
	設計洪水量の50%以上	流入量が330m ³ /S以上になったとき
	設計洪水量の50%以下	流入量が330m ³ /S以下になったとき
	雨の降り始め	雨が降り始めた正時（洪水警戒体制時に合わせて通報する）

(通知)

通知先	項目	時 点
国土交通省太田川河川事務所 広島県西部建設事務所廿日市支所 大竹市役所 廿日市市消防本部 広島県水防本部（土木建築局） 大竹警察署 弥栄ダム	ダム放流開始予告	放流開始の1時間以上前
	放流量増加予告	流入量の急増による放流量増加1時間以上前
	予備放流開始予告	予備放流開始1時間以上前（予備放流量水位16.7m以上のとき）
	洪水量以上の放流予告	洪水量以上の放流開始1時間以上前
	放流情報（増水）	洪水量以上の放流開始から最大流入量が確認されるまでの間（毎正時）
	放流情報（減水）	洪水量以上の放流開始から最大流入量、最大放流量が確認された後の正時
	洪水終了	放流量が減水して無害流量になったとき
	ダム放流終了	ダムからの放流が終わったとき

(ウ) 弥栄ダム洪水警戒体制、放流に関する通知の連絡体制



- (注) 1 小瀬川ダムからの情報は、資料編様式2小瀬川ダム放流通報により受信する。
 2 渡ノ瀬ダムからの情報は、資料編様式3渡ノ瀬ダム操作記録表により受信する。
 3 弥栄ダムからの情報は、資料編様式4弥栄ダム放流に関する通知により受信する。

2 災害通信の運用方法

- (1) 災害時の通信は、公衆電気通信施設、専用電話施設、無線施設等を使用して迅速かつ確実に行うものとし、それぞれの施設の特徴を生かして有効的かつ総合的な運用を図るものとする。
 (2) 災害時における通信系統、通信方法はあらかじめ定め、十分周知徹底しておくものとする。

3 有線通信

- (1) 内容の特に多い情報その他通常の情報の通信は、有線電話を使用することとし、災害時には携帯電話の活用、臨時電話の増設、内線電話の使用等により、その使用範囲の拡大に努めるとともに関係機関と協力してその維持、管理及び

被災した場合の早期復旧に努めるものとする。

- (2) 災害時の情報通信を円滑に行うため、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込み、承認を受けておくものとする。(資料編 別表12「災害時優先電話番号」参照)

4 無線通信の使用

- (1) 災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合の通信手段は、次の市有の無線網を有効に活用することとし、情報の疎通に支障のないようにするものとする。

ア 大竹市防災行政無線

イ 消防無線

ウ 防災無線（岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会）

エ 広島県総合行政通信網

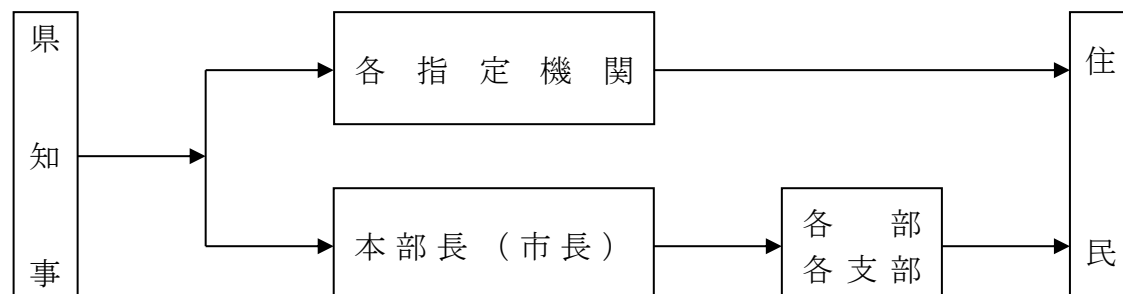
- (2) 市の無線施設は、状況により統制運用するものとし、さらに事態が悪化した場合は、他の関係機関の無線施設及びアマチュア無線の利用を依頼するものとする。

- (3) 無線施設は、有線途絶時において唯一の通信手段となるので、その機能の維持及び復旧については、特に重点をおくものとする。

- (4) 有線通信系統が通信不能となった場合は、消防無線（各年における消防年報、機械関係・通信施設現況（参照））にて連絡を確保し、さらに通信網の強化に努め、なお事態の悪化の際は、伝令などにより通信連絡を確保するものとする。

5 災害関係通信系統及び災害関係機関

- (1) 防災指令及び災害情報等の伝達系統



※ 県水防地方本部からの水防警報については、資料編様式5「水防警報用紙」により受信する。

- (2) 災害関係機関

防災指令及び災害情報等の連絡先は、資料編別表7「災害関係機関連絡一覧

表」のとおりである。

6 関係機関との情報交換

県及び防災会議を構成する各関係機関と緊密な連絡をとり、相互に被害状況等の情報交換を行うよう努めるものとする。

第4項 住民等の避難誘導に関する計画

1 自主的避難

大規模な災害あるいは火災等が発生した場合、浸水又は延焼等の恐れのある地域の住民は、自主防災組織又は自治会等の役員と連携をとり、あらかじめ自主的に安全な避難場所に避難する。自主的避難にあたっては、避難経路等を考慮して最も安全な避難場所に移動するものとする。なお、避難場所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数等を速やかに市（本部）その他関係機関へ連絡するものとする。

2 避難指示等

(1) 避難指示等の指示権者

ア 基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法 第60条
警 察 官 海上保安官	同上の場合 市長が指示できないとき、又は市長が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第61条
市 長	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するための警戒区域を設定した場合	災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第63条第1項

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
警 察 官 海上保安官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の 吏員が現場にいないと き、又は市長等が要求した とき。	同 上	災害対策基本法 第 63 条 第 2 項
自 衛 官	同上の場合 市長その他市長の職権を 行うことができる者がその 場にいないとき。	同 上	災害対策基本法 第 63 条 第 3 項

※ なお、市長不在時における避難指示等の発令に係る決定は、大竹市災害対策本部条例施行規則第6条第2項の規定により、大竹市災害対策本部副本部長（副市長）が行う。ただし、災害応急作業に従事している職員が、災害の発生、又は発生の恐れがあるため、住民の身边に危険がおよぶと判断したときは、直ちに避難させるとともに、各部長を通じて災害対策本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒 区域を設定した場合	区域からの退 去を命令	消防法 第28条第1項
警 察 官	同上の場合で消防吏員 等が現場にいないとき、又 は消防吏員等の要求があ ったとき	同 上	消防法 第 28 条第 2 項
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要があ るため警戒区域を設定し た場合	同 上	水防法 第 14 条第 1 項
警 察 官	同上の場合で、水防団長 等が現場にいないとき、又 は水防団長等の要求があ ったとき	同 上	水防法第 14 条 第 2 項
知事、その命 を受けた県職員 水防管理者	洪水、高潮の氾濫により 著しい危険が切迫した場 合	必要と認める 区域の居住者に 立退きを指示	水防法第 22 条
知事、その命 を受けた職員	地すべりの危険が切迫 した場合	同 上	地すべり等防止 法（昭和33年法 律第30号）第25 条

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、危害を受ける恐れのある者を避難させる。	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官。警察官がその場にはいないとき、又は警察官職務執行法第4条の規定を準用する場合	同 上	自衛隊法第94条

(2) 避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難の指示を発し、避難させるものとする。

イ 避難の指示をしても避難が徹底されない場合は、警察官職務執行法第4条の規定による警察官の措置により避難させることができる。

(3) 高齢者等避難の伝達

避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対しては、その避難行動対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

また、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には(災害が発生する恐れがある場合を含む。)必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線(同報系)、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、広報車、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(登録制防災情報メール、エリアメールを含む)、CATV、インターネット、アマチュア無線など情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ、又は直接住民に伝達する。

また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者とな

りうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

(5) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

災害発生情報、避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。市は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(6) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示等は、発令者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急場所及び経路を明確にし、避難場所をあらかじめ選定しておく。

イ 災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等についてあらかじめ定めておく。

ウ 土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予測される区域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民にあらかじめ徹底しておく。

オ 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の伝達に努めるものとする。

カ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動することがかえって危険な場合等住民が判断した場合は、近隣の安全な避難場所への移動又は垂直避難等屋内退避を行うよう、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

キ 避難指示等の伝達において、危険の切迫性に応じて内容を工夫し、その対象者を明確にする。避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

ク 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(7) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

3 報告

(1) 避難指示等を行った場合

市長は、災害対策基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

県危機管理課

イ 報告方法

広島県防災情報システム入力又は有線電話とする。

ウ 報告事項

(ア) 指示等をした場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立ち退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、発令の場合と同様にその周知を図る。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県知事は、市が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言をするものとする。

(4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

県危機管理課

イ 報告方法

開設後直ちに広島県防災情報システム入力又は有線電話で行う。

ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

4 避難の誘導及び移送

(1) 避難誘導に当たる者

ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼小児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン(全体・個別計画)を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるように配慮する。

エ 避難指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するように指導する。

オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

キ 広域災害のため、本部において避難、立ち退き及び移送させることが困難なときは、県又は隣接市町に要請して措置するものとする。

5 再避難の措置

指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、直ちに本部長へ報告するとともに、再避難等の措置を講じなければならない。

6 避難情報の発令の基準

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準

高齢者避難は、原則として次の状況において発令するものとする。

- ア 沿岸付近において、台風を中心気圧が低く、本市付近を通過し、その時の潮位が大潮の満潮時刻と重なる恐れのあるとき。
- イ 小瀬川流域において、小瀬川水位観測所の小川津観測所で避難判断水位（5.7m）を超え、両国橋観測所においても避難判断水位（4.4m）を超え、今後さらに水位が上昇する見込みがあるとき。
- ウ 土砂災害危険度情報で、大雨警報（土砂災害）の基準を超過したと予想されるとき。（県土砂災害危険度情報（行政版1kmメッシュ）で、土砂災害警戒区域全般が「赤色」になった状態から、各所で「紫色」が頻発し始めたとき。）
- エ 火災、爆発、事故その他の原因で異常な事態が発生し、半径50mの範囲内に住家が密集する区域において、爆発等の恐れがあるか否か原因を調査中のとき。
- オ 建物火災及び林野火災等が延焼拡大中で、延焼方向の地域において、延焼防止に時間を要し、避難を要する恐れがあると認められるとき。
- カ その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2) 警戒レベル4 避難指示の発令基準

避難指示は、原則として次の状況において発令するものとする。

- ア 沿岸付近において、台風を中心気圧が低く、本市付近を通過し、その時の潮位が大潮の満潮時刻と重なる恐れのある3時間前
- イ 小瀬川流域において、小瀬川水位観測所の小川津観測所、又は両国橋観測所においてははん濫危険水位（小川津観測所（6.2m）、両国橋観測所（4.9m））を超え、今後さらに水位が上昇する見込みがあるとき。
- ウ 気象台等から市に土砂災害警戒情報発表の事前情報が通知される又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- エ 土砂災害危険度情報で、1時間から2時間後までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想されるとき。（県土砂災害危険度情報（行政版1kmメッシュ）で、土砂災害警戒区域全般が「紫色」になった状態から、各所で「濃い紫色」が頻発し始めたとき。）
- オ 火災、爆発、事故その他の原因で異常な事態が発生し、半径50mの範囲内に住家が密集する区域において、爆発等の恐れがあるとき。
- カ 建物火災及び林野火災等が延焼拡大中で、延焼方向の地域において、延焼を

阻止することが困難と認められるとき。

キ その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護しなければならないと認められるとき。

(3) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準

緊急安全確保は、原則として次の状況において発令するものとする。

土砂災害の発生又は状況がひっ迫してきたことにより、居住者又は住民等財産に対し被害が及んだとき又は被害発生の恐れが非常に高くなってきたとき。

(4) 避難情報発令時の状況と住民が取るべき行動

	発令時の状況	住民が取るべき行動
警戒レベル3 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する恐れがある状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、(立ち退き避難や屋内安全確保) 避難を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、自主避難を検討又は実行する。
警戒レベル4 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する危険性が高まった状況	全員が危険な場所から避難する。
警戒レベル5 緊急安全確保	すでに災害が発生している又は切迫した状況	未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最善の行動をとる。 市町が災害発生を確実に把握できているものではないため、災害発生とともに必ず発令されるものではないことに留意

(5) 避難情報の伝達

伝達内容	(ア) 発令者 (イ) 発令時間 (ウ) 対象地域及び対象者 (エ) 避難情報の別 (オ) 避難の時期 (カ) 避難場所 (キ) 避難経路 (ク) 避難すべき理由 (ケ) 避難時の注意事項
伝達方法	(ア) 広範囲の場合、防災行政無線、広報車、防災情報メール、災害情報テレホンサービス、ホームページ、エリアメール・緊急速報メール又はラジオ、テレビ (イ) 小範囲の場合、携帯マイク、広報車、防災情報メール、エリアメール・緊急速報メール

7 避難の準備

(1) 避難の準備及び携帯品の制限

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- イ 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- ウ 避難のために、3日分程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品等を常に準備しておくこと。
- エ 避難に際しては、素足、無帽は避け、上記ウに掲げる物のほか最小限の下着等の着替えや防寒具、雨具を携行すること。
- オ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を身につけておくこと。
- カ 持ち出す貴重品は普段から整理しておき、災害時には、「非常持ち出し袋」等で持ち出せるようまとめておくこと。
- キ その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるように準備を整えておくこと。

(2) 多数の者を収容する施設における避難

病院、老人福祉施設、児童福祉施設等多数の者を収容する施設にあつては、平素から綿密な避難計画をたて、警察、消防等と協議して避難訓練等を行い、避難の際に混乱しないように備える。

8 避難指示等の信号

災害により、危険区域内の住民に立ち退くべきことを知らせる避難指示等の手段は、次のとおりとする。

【サイレン信号（余いん防止付）】

◎ 避難指示 10秒吹鳴 休止3秒 × 3回実施後アナウンス

「緊急放送！緊急放送！ 警戒レベル4 避難指示の発令です。」

◎ 緊急安全確保 20秒吹鳴 休止5秒 × 3回実施後アナウンス

「緊急放送！緊急放送！ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令です。」

なお、伝達手段は、防災行政無線による避難指示等の信号（サイレン）及び拡声放送や防災情報メール、エリアメール、広報車、消防車輛等によるものとする。

また、自主防災組織、各自治会等を通じて伝達するとともに、戸別に訪問するなどして、伝達するものとする。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

1 情報の収集伝達手段

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、口頭による情報
- イ パトロール車による巡回
- ウ 消防機関、警察署からの電話等による通報
- エ その他関係機関からの電話等による通報
- オ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 防災行政無線の活用
- ウ エリアメールの活用

2 災害情報の収集伝達

(1) 通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 災害対策基本法第54条第4項の規定により災害が発生する恐れのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) (ア) の場合において急施を要するときは、県危機管理課長への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(ウ) (ア) 及び (イ) の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある災害応急対策責任者及び庁内各課(室)を経て、県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国(消防庁)や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

なお、市が県へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (b) 市が本部を設置したこと
- (c) 災害が2市町村以上又は2県以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

b 個別基準

(a) 地震

地震が発生し、市の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(b) 津波

津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

(c) 風水害

① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

② 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(d) 雪害

① 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

c 社会的影響基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられるなど、社会的影響度が高いと認められるもの

イ その他の情報

施設の管理者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を市へ報告すること。市は措置の概要を県危機管理課長に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

3 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

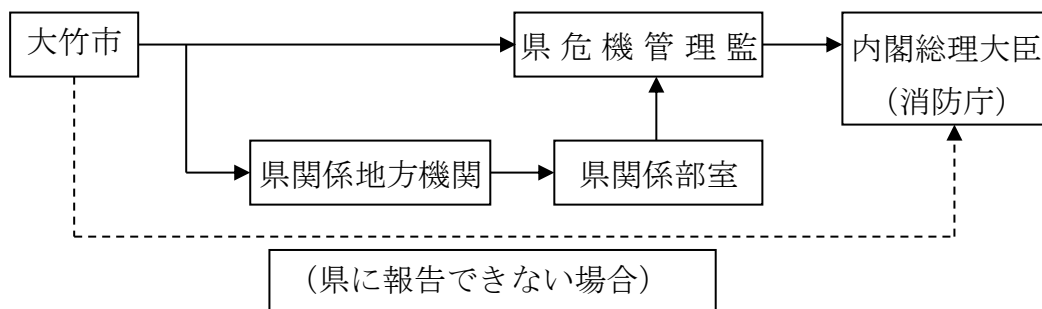
ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

区分		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	FAX	内線指定 77-048-500-90-49033	内線指定 77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編様式7「被害総括表」及び様式8「災害発生報告」により行う。

ウ 災害発生報告の処理

災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）は、報

告の内容を関係課（室）に連絡するものとし、連絡を受けた関係課（室）は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

オ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

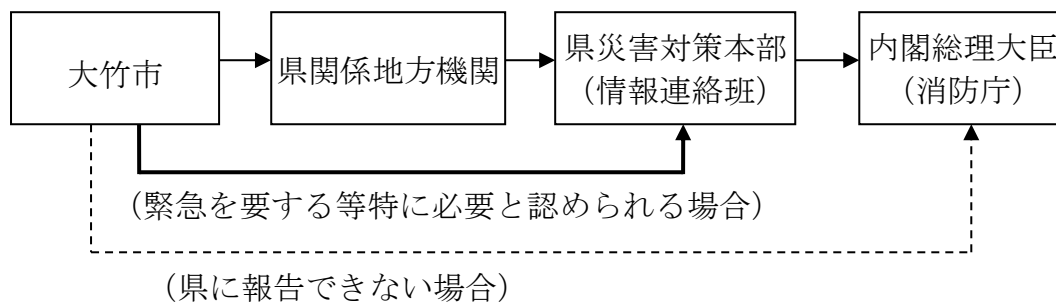
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



イ 被害状況の報告等

(ア) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者

は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

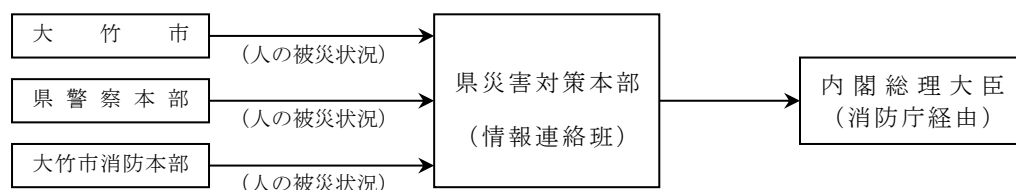
(イ) 県に報告できない場合の被害状況の報告は、市から内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての即報

市、県警察本部及び大竹市消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災対本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。

市は、県が人的被害の数について広報を行う際や安否不明者の氏名等の公表のために安否情報を収集・精査する際に連携する。



第2項 通信運用計画

1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の非常申し込み

ア 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、

前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本山口支店	083-923-4281

エ 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道(株)広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

(3) 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

なお、アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、市町の区域内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

(4) 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災無線、県と消防庁を結ぶ消防防災無線等を大規模災害時の情報連絡手段として利用する。

2 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市町の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動を行う。

1 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県の消防、防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

2 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の救援搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

3 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

4 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全航空体制を確保する。
- (2) 航空機及び無人航空機の運用に関し、市は県に協力し、県災害対策本部は関係機関と連携して必要な調整を行う。
- (3) 被災地上空を飛ぶヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル(運輸省航空局 平成8年1月26日制定)に基づき、被災地上空からの一時的な待避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (4) 被災地上空を飛ぶ無人航空機が、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動に支障となる場合、市は県に協力し、県災害対策本部は航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56条)に基づく緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼し、安全に活動できる体制を確保する。
- (5) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- (6) ヘリコプター離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配慮するなど安全運航体制を確立する。

5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

ア 支援の原則

市長(消防本部を含む。)から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行う。

イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、資料編資料8「ヘリコプター応援要請フロー図」による。

6 各機関への出動要請

(1) 県警察

市は、地上からの災害状況の把握が困難な場合は、ヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察へ要請する。

(2) 海上保安庁






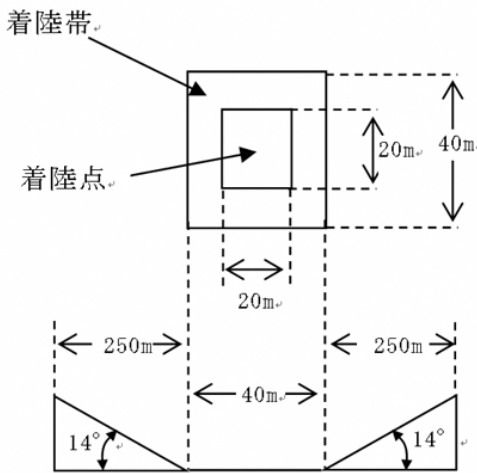



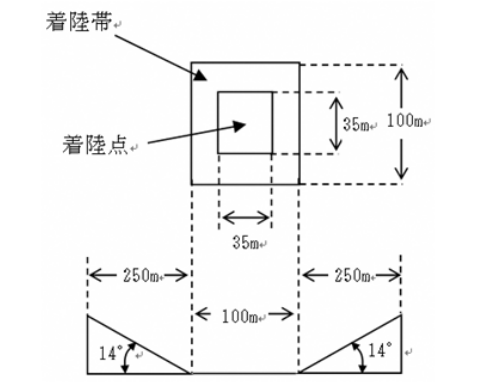
市は、海上保安庁ヘリコプターによる応援対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 広島県及び広島市

市は、広島県又は広島市ヘリコプターの応援要請をする場合、県には、「広島県防災ヘリコプター応援協定」第5条に基づき電話等で要請し、広島市消防局には「広島県内航空消防の運航に関する要綱」第6条により電話等で要請すると共に、速やかに応援要請書を送付するものとする。(資料編 資料8、9-2 参照)

7 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準(地積)
小中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣を要請した場合、市は次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がる恐れがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

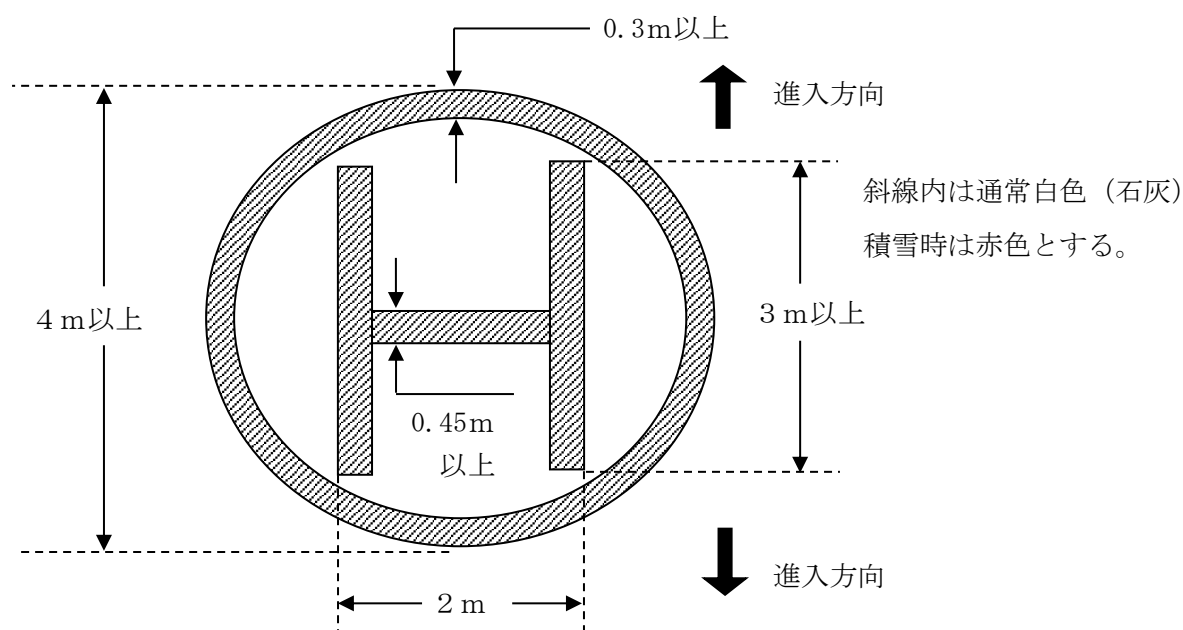
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をしておく。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした **(H)** を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備するものとする。

キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、県危機管理課及び施設等管理者に連絡するものとする。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所との競合をさけるものとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊派遣応援要請計画

1 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は3原則（緊急性、公共性、非代替性）への適合が原則である。

災害派遣の要請権者は、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長であり、災害の種類により要請権者が区分される。大竹市に係るものは陸上における災害が主体となるため、主に広島県知事が要請権者となる。

派遣要請は、災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもってしても防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市が必要と認める場合に県知事に対し災害派遣要請の要求を行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、県から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を当該市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

4 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、市長が県知事に要請要求をするものとし、県への要請要求ができない場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に対し、通知する。この通知をしたときは、連絡が取れるようになり次第、速やかに県に通知する。

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 陸上自衛隊第13旅団長

安芸郡海田町寿町2-1 陸上自衛隊第13旅団司令部第3部防衛班
電話 082-822-3101 内線 2410 内線 2440（当直幕僚）

イ 海上自衛隊呉地方総監

呉市幸町8-1 海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション
電話 0823-22-5511 内線 2823、2222（当直）

ウ 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

福岡県春日市原町3-1-1
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課
電話 092-581-4031 内線 2348
（課業時間外） 内線 2203（SOC 当直）

(3) 要請者連絡先及び連絡方法

県危機管理監危機管理課
広島市中区基町10-52
電話 082-228-2111 内線 2783～2786
（直通）082-511-6720、082-228-2159

(4) 災害派遣要請の要求等

- ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- イ 市長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる

ときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

(5) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、震災後、市と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

5 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本編第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」に定めるところによる。

6 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の災害派遣が決定したときは、市は、派遣部隊の受入れ体制を整備するとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

なお、災害派遣を依頼した場合、市長は派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

(1) 派遣部隊到着前

ア 派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（宿営候補地の事前検討を含む。）

エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

オ 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

カ 船艇の使用ができる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(2) 派遣部隊到着後

ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

イ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

ウ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、市が負担する。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 市は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 県知事等に対する応援要請

大規模災害時においては、一地方公共団体のみで災害に対応することは困難であり、消防はもとより、食料や医療、資機材の応援や要員の派遣等についても、場合によっては広島県を越えた広域の応援体制に協力を要請する必要も考えられる。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図るものとする。

(1) 要請の手続き

- ア 市は、県と災害対策上必要な資料を交換する等平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。
- イ 市長は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他市町等の協力について、必要に応じ「要請の事項」の定める手続きにより、県知事に要請する。
- ウ 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市地域内で行われる県の災害対策について積極的に協力する。
- エ 県知事から他の市町又は防災関係機関に協力することを依頼された時は、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。

(2) 要請の事項

市長は、県に対して応援又は応援のあつせんを求める場合には、県関係地方機関に対し次に掲げる事項を示し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、その暇がないときは、口頭又は電話等迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする職種別人員
- ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他必要な事項

2 他の市町・指定地方公共機関等への協力要請

災害時において、地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議しておくものとする。

- (1) 市長は災害対策基本法第67条の規定による応援要求について、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定に基づき、他の市町に応援を求める。(資料編資料12「災害時の相互応援に関する協定書」参照)
- (2) 本市は山口県と県境を接しており、また山口県岩国市及び和木町とは一体となって石油コンビナート区域を形成していることから、市長は消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき締結している山口県岩国市、和木町及び岩国地区消防組合に対し、応援を求める。(資料編資料14「消防相互応援協定書」参照)

3 緊急消防援助隊等消防の応援要請

市長は、大規模災害により、市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受けると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」及び「大竹市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

4 民間団体等への協力要請

災害時における災害応急対策の実施に際し、日赤奉仕団並びに自主防災組織及び自治会等の民間組織の活用を図り、万全を期するものとする。

(1) 奉仕団は災害応急対策の実施に際し、下記団体をもって編成する。

- ア 自主防災組織
- イ 自治会
- ウ ボランティア団体

(2) 奉仕作業

- ア 炊出し奉仕……被災者用の炊出しを行う。
- イ 避難場所奉仕……避難場所に収容した被災者の世話をする。
- ウ 物資配給奉仕……食料、衣料その他給与物資を受けて被災者に配給する。

5 応援要員の受入れ体制

市は、災害応急対策を実施するに際して、県外から必要な応援要員等を導入した場合、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あっせんするものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 被災地への職員の派遣

市は、職員派遣に備え、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるとともに、派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

7 他の市町との相互応援協定の締結

災害が発生したときに速やかな相互応援ができるよう、他の市町と相互応援協定の締結を図るものとする。

なお、現在締結されている相互応援協定は次のとおりである。

	協定名称	締結市町等名	協定内容
1	災害時の相互応援に関する協定書	広島県、県内全市町	災害時の食料、飲料水、及び生活必需品、救出、救援、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な物資並びに資機材、被災者の一時収容施設の提供、医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
2	広島県内広域消防相互応援協定書	県内全市町、県内全消防組合	広島県内において大規模災害が発生した場合の消防相互応援
3	消防相互応援協定書	山口県岩国市、和木町、岩国地区消防組合	それぞれの管轄区域内で大規模災害が発生した場合の消防相互応援
4	大規模災害時の相互応援に関する協定	伊丹市、青梅市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、周南市、津市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市、箕面市	災害時の食料、飲料水、及び生活必需品、救出、救援、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な物資並びに資機材の提供、応急活動に必要な職員の派遣
5	広島県内航空消防応援協定書	広島市	本市において回転翼航空機を必要とする災害が発生した場合の回転翼航空機による応援の要請
6	相互応援協定	中国5県、中四国9県、全国47都道府県	大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法等に基づいた、中国5県、中・四国9県、全国47都道府県による広域応援
7	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会共助会員80市町村	会員相互の連携による瀬戸内海地域全体の振興と防災力の強化を図る。平時は、瀬戸内海の海の路を通じた地域振興や魅力発信により、地域間の絆を深め、災害時には、平時に構築された有機的な海の路ネットワークを活かして相互に応援を行う。
8	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油コンビナートが所在する57市町	コンビナート災害、地震その他大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウを活かして相互に応援協力する。

資料編 資料9、12、13、14、15、17、18、19参照

第3項 防災拠点に関する計画

災害時における災害対策活動の拠点及び避難施設の機能の強化を目的とする施設を整備し、救援物資の供給・輸送及び救援部隊集結のための施設を指定配置するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする計画である。

1 市防災拠点施設

以下に掲げる機能の全部または一部を満たす施設を、市防災拠点施設として選定するものとする。

- (1) 食糧、生活必需品、防災資機材の備蓄・供給拠点機能
- (2) 救援物資の集積・搬送拠点機能
- (3) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

2 施設の概要

- (1) 大竹市給食センター（小方学園施設を含む）

施設の目的	避難施設の防災機能の強化
施設の機能	食糧等備蓄・供給・集積・搬送拠点機能及び救援物資の集積・搬送拠点機能
施設管理者	教育委員会総務学事課
給食調理棟構造・面積	鉄骨造、延床面積 1,298.5㎡
供給能力	2,200人分／1回あたり ※給湯のみの場合：1回あたり1,800ℓ（300ℓ釜×6基）
ガス供給設備	貯蔵容量：7,000ℓ ※地下配管等耐震性を考慮した構造
自家用発電機諸元	定格出力：90KVA、10時間連続運転 ※定期的な給油により運転時間延長 対象負荷：釜（1基あたり300ℓ）、会議室、トイレ等 燃料：重油 運転方式：自動起動、自動停止
備蓄倉庫棟構造・面積	プレハブ造、床面積 24㎡
主な備蓄物資	アルファ米（5年保存）：5,450食 クラッカー（5年保存）：1,470食 ミネラルウォーター500ml（12年・7年保存）：2,040本 ミネラルウォーター2L（7年保存）：1,794本 ヘルメット、ビニールシート、一輪車等
駐車場	物資搬入搬出スペースとして利用

(2) 大竹市晴海臨海公園

施設の目的	災害対策活動の拠点及び広域避難場所
施設の機能	救援部隊の集結・後方支援拠点機能
共用部告示面積	127,557.52 m ²

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救難計画

1 災害時における被災者の救出・救護、その他人の生命の保護に対する措置

市長及び消防機関は、次の事項に対し、実施の責任を有するとともに県警察、知事等の実施する措置に協力するものとする。

(1) 市長、消防機関の実施責任

実施責任者	実施事項	根拠法令
消防機関	災害により、住民の生命に危機が迫った場合、危険状態からの救出	消防組織法 (昭和22年法律第226号)
市長	被災者の救出	災害救助法 (昭和22年法律第118号) 災害救助法施行細則 (昭和23年広島県規則9号)
	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)
	市の地先海域における海難の救助	水難救助法 (明治32年法律第118号)

(2) 他の実施責任者に対する協力

実施責任者	実施事項
県警察	災害により、住民の生命に危険が迫った場合、危険状態からの救出・災害に起因する遺体の見分
知事	災害救助法が適用された場合、被災者の救出、遺体の捜索、処理埋葬、障害物の除去
第六管区海上保安本部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の救助

2 被災者の救出

(1) 通常場合

市長は、救難責務を有するが、直接の救出は消防機関、警察官がこれにあたる。市長は、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(2) 災害救助法が適用された場合

災害時の救出等の活動は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

3 海難救助

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸の住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

(1) 情報の伝達

船舶の衝突、転覆、火災等の海難が発生した場合、市は原則として県及び防災関係機関へ連絡する。

(2) 市の応急対策

ア 市の地先海面における海難については、消防機関等と協力して救助にあたる。

また、岩国海上保安署が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送に当たる。

イ 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、岩国海上保安署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。

(ア) 消防機関が主として消火活動を担当する船舶

- a 埠頭又は岸壁に接岸中の船舶及び上架又は入渠中の船舶
- b 河川湖沼における船舶

(イ) 岩国海上保安署が主として消火活動を担当する船舶

- a 上記以外の船舶

(3) 住民周知及び立入制限、退去等

被害のおよぶ恐れのある沿岸の住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

(4) 事業者等の対応

ア 海上災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、事故原因者等関係事業者は、直ちに岩国海上保安署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

イ 消防機関、岩国海上保安署等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第2項 医療救護・助産計画

災害に際し、被災者に対して応急的に医療又は助産を行い、被災者を保護する措置をとるための計画である。

1 災害救助法が適用された場合

医療救護活動及び助産活動は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにも係らず、災害のため医療の途を失った者

ア 医療救護班の編成

医療救護班は原則として、医師1人、看護師2人及び事務員1人を1班として構成し、必要に応じて薬剤師1人を加える。

イ 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 医療活動の方法

県知事は、原則日本赤十字広島県支部との協定に基づき編成する救護班で行うこととし、特に必要があるときは、県又は市において編成する救護班で行う。

エ 医療の期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

(2) 助産の対象者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害により助産の途を失った者

ア 助産の範囲

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前後の処置
- (ウ) 衛生材料の支給

イ 助産の方法

原則として産科医が当たるものとする。ただし、急を要する場合は、もよりの助産師によって行うことができるものとする。

ウ 助産の期間

分娩した日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

市は、災害救助法に準じ、必要に応じ次に掲げる措置を実施するものとする。

(1) 医療救護班の派遣

市長は、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、災害時の医療救護活動に関する協定書（資料編 資料10、10-2参照）に基づき、大竹市医師会長に対し医療救護班の編成（資料編 別表8参照）及び派遣を要請する。

(2) 医療活動の方法

被災者の避難場所その他適当な地点に救護所を設けるとともに、大竹市医師会等の協力を得て、区域内の病院、医院、休日診療所等の外来診療施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。

(3) 協力依頼

市内の医療機関のみで対処できないときは、直ちに県等に協力を依頼するものとする。

3 医薬品等の調達

救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、あらかじめ主要医薬品卸業者との調達の方法について協議の上あつせん確保に努めるものとする。

第3項 消防計画

火災、風水害、地震、その他の災害が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するために消防活動に関する必要な事項を定め、災害の防御及び被害の軽減を図るための計画である。

1 消防組織

大竹市消防本部の組織に関する規則（平成2年大竹市規則第5号）、大竹市消防署の組織に関する規程（平成8年消防本部訓令第1号）及び大竹市消防団規則

(昭和40年大竹市規則第20号)に定めるもののほか、次による。

(1) 消防隊

消防隊は、本部、署の分隊並びに消防団の編成分団とする。

(2) 現場指揮本部

災害現場の指揮統制を図るため、必要に応じて現場に指揮本部を設置する。

また、火災等の災害の現場に現場指揮本部を設置したときは、各消防隊に周知させるとともに、その位置を明らかにするため標識を標示するものとする。

(3) 指揮者

消防隊の最高指揮者は、消防長とする。

なお、消防長が不在の場合は、最上席階級者が指揮者となる。

(4) 消防職・団員の非常招集

消防長は、災害活動のため消防隊を増強する必要があるときは、非番等の消防職員及び消防団員を非常招集するものとする。

なお、図示については、下記を参照

各年における消防年報

- ・ 総集編 大竹市消防本部・署組織図
- ・ 消防団編 大竹市消防団組織
消防団車両現況
小型動力ポンプ性能調
- ・ 警防編 消防本部・署車両現況
機械器具現況
消火水利の現況
火災通報施設

2 火災等の災害に対する警防活動

警防活動とは、災害が発生し、又は発生の恐れがあるときに実施する災害防除、警戒、警備、鎮圧及び被害の拡大を防止するために行う活動をいう。

(1) 災害出動種別は、次のとおりとする。

- ア 警戒出動 災害の警戒に対する出動
- イ 災害出動 災害の防御に対する出動
- ウ 救助出動 人命の救助に対する出動
- エ その他災害出動 前各号以外の災害に対する出動

(2) 消防隊の災害出動区分は、次のとおりとする。

- ア 第1出動 災害を覚知した場合に即時に行う出動
- イ 第2出動 災害の規模が消防隊の増強を要すると認められるとき、又は災害現場の指揮者から要請があった場合に行う出動

- ウ 第3出動 前号までの消防隊では防御困難なとき、又は災害現場の指揮者から要請があった場合に行う出動
- エ 特命出動 特殊な災害のため特別に計画したもの、又は石油コンビナート等特別防災事業所の災害並びに消防長が特に必要と認めた場合に行う出動

(3) 特別警戒

消防長は、災害が発生する恐れのあるときで、特別に警戒する必要があると認めるときは、警戒計画を立てて特別警戒を実施させる。

(4) 部隊の運用等

消防長は、火災等の災害発生件数、規模等により、効率的に運用できるようあらかじめ計画を立てておくものとする。

(5) 活動の基本

ア 大規模火災が発生した場合は、全消防力をあげて延焼防止活動を主力に活動する。

イ 多数の要救助者が発生した場合は、救急・救助活動等人命確保を優先とした活動を行う。

(6) 情報の収集、調査等

119番通報の内容及び出動部隊による情報等を活用し、被害状況の把握、避難の要否、避難場所・避難経路の選定等、円滑な情報伝達、管理を行う。

また、消防長が必要と判断したときは、調査隊を編成し、詳細な調査を実施するものとする。

3 消防相互応援

消防長は、災害が大規模となり、市のみでは対処できないと判断したときは、市長に報告するとともに、協定市町等に応援を要請するものとする。

現在、消防相互応援協定を締結している市町等は、県内全市町、県内全消防組合、山口県岩国市及び岩国地区消防組合である。（資料編 資料13、14参照）

4 その他

その他この計画に定めのない事項については、「大竹市消防計画」に定めるところによる。

第4項 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定広島県知事から指定された指定水防管理団体である大竹市が、同法第33条第1項規定に基づき、洪水、雨水出水、高潮及び津波に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、雨水出水については、大竹市が水位周知下水道に該当しておらず、雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2）に指定されていないことから、本計画は対象外とする。高潮については、令和2年度に県内全域が水位周知海岸に指定されたが、高潮浸水想定区域（水防法第14条の3）に指定されていないことから本計画は対象外とする。

津波に関する水防計画は、震災編第3章第7節第4項で示す。

1 組織、動員

第2節第1項「組織、動員計画」のとおり

2 気象警報等の伝達

第2節第3項「気象警報等の伝達に関する計画」のとおり

3 水防の通報等

(1) 水防警報

水防関係者の出動に関する警報は、次のとおりである。

水防警報の種類	内 容
待 機	水防要員を待機させ、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要のある旨を警告するもの。
準 備	水防資機材の点検整備、水門等の開閉準備、河川・海岸危険区域の巡視、水防要員の派遣、水防要員の招集配備計画等を行わせるもの。
出 動	水防要員を警戒配置及び出動させるもの。
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により危険箇所について必要事項を指摘するもの。
解 除	水防警報の終了を知らせるもの。

(2) 水防信号

水防信号は、広島県水防計画に基づき、次により行うものとする。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号 (余いん防止付)
第1信号	○ 休止 ○ 休止	約15秒 約15秒 約15秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒
第2信号	○○○ ○○○	約6秒 約6秒 約6秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒
第3信号	○○○○○○ ○○○○○○	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約10秒 約10秒 約10秒 約10秒
第4信号	乱 打	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止○—休止○—休止○— 約1分 約1分 約1分 約1分
備 考	1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば、警鐘信号とサイレンを併用することを妨げない。 3. 危険が去ったときは口頭伝達により、周知させること。	

(注1)

- 第1信号 河川では、量水標が氾濫注意水位、海岸では、台風襲来時の危険風向きの風速が20m/sに達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- 第2信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの。
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

(注2)

余いん防止付以外のサイレンについては、第1信号、第2信号の吹鳴時間を10秒とする。

参考 市関係ダムの放流の際の警告信号

ダム名	サイレン信号
小瀬川ダム	 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止 ○— 約55秒 約55秒 約55秒 約55秒 約55秒
弥栄ダム	 約5秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 約55秒 約55秒 約55秒
渡ノ瀬ダム	 約20秒 約20秒 約20秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止 ○— 約1分 約1分 約1分 約1分

4 水防用資機材等

(1) 水防倉庫所在地

地区名	所在地	管轄区域	備蓄資機材名
木野・川手	木野一丁目、防鹿、安条、前飯谷	木野、防鹿、穂仁原、安条、比作、前飯谷、後飯谷	土のう、スコップ、縄、その他
大竹	本町一丁目 (大竹会館)	元町、本町、白石、新町、栄町、油見	〃
小方	小方一丁目 (市役所敷地内)	立戸、御幸町、小方、黒川、御園、御園台、三ツ石、港町、晴海	〃
阿多田	阿多田	阿多田全域	〃
玖波	玖波一丁目 (消防屯所)	玖波全域	〃
松ヶ原	松ヶ原町(集会所)	松ヶ原町全域	〃
栗谷	栗谷町小栗林	栗谷町全域	〃

(2) 備蓄資機材

水防応急対策等の水防資機材の常時備蓄については、大竹市地域防災計画基本編第2章第7節「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」の定めるところによる。

5 水防活動

(1) 水位、雨量の観測

ア 観測

降雨の状況により氾濫注意水位に達するおそれがあるとき、又は潮位の異常が観測されたときは、水防関係者は、相互に連絡を密にし、その変動に注意しなければならない。

イ 観測所

大竹市に關係する観測所は、資料編別表5のとおりである。

(2) 重要水防箇所

市内の重要水防箇所は、資料編別表2-7のとおりである。

(3) 樋門、堰、スクリーン、ポンプ場

市内の樋門、堰、スクリーン、ポンプ場は、資料編別表1-3のとおりである。

(4) 水防措置

ア 重要水防箇所等の巡視

気象予警報等が発令された場合、又は発令されないが降雨等により災害が発生するおそれがある場合には、重要水防箇所等の巡視を行うものとする。

なお、巡視により水防上危険な状態が発生したときは、直ちに当該所属の班長に報告し、必要な指示を求めるものとする。

また、堤防の決壊等を水防団等が発見した場合には、速やかに河川管理者（太田川河川事務所）に通報する。

イ 協議、対策

班長は、前号による災害情報を受領した場合は、直ちに本部長に報告を行い、本部関係者及び河川、海岸等を管理する各関係機関と協議し、応急対策を講ずるものとする。

ウ 巡視の担当

重要水防区域等の巡視は、水防対策班及び消防班が担当し、必要に応じ消防団の協力を求めるものとする。

(5) 出動

本部長は、次の事態が予測される場合は、班員を警戒配備するとともに、適切な水防作業を行わせるものとする。

ア 河川等の水位が氾濫注意水位に達し、非常事態が予測される時。

イ 堤防の異常を発見したとき。

ウ 潮の満干等の状況により、高潮の被害が予想される時。

エ 津波の被害が予想される時。

(6) 決壊等の通報及び立退き指示

ア 堤防等が決壊した場合は、本部長、水防団長及び消防機関の長は、直ちにその旨を広島県西部建設事務所、広島港湾振興事務所及び大竹警察署並びに氾濫するおそれのある地域の近隣市町に通報するとともに、氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

イ 立退きの指示

洪水又は高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、本部長は、必要と認める居住者、滞在者その他のものに対し、避難のための立退きを指示し、大竹警察署長にその旨を通知するものとする。

ウ 避難

避難のための具体的な措置は、第2節第4項「住民等の避難誘導に関する計画」に定めるところによる。

(7) 水防記録

本部長は、水防活動が終了したときは、県水防計画の定めるところにより、水防活動実績報告書（資料編 様式12参照）を作成し、速やかに広島県西部建設事務所廿日市支所に提出するものとする。

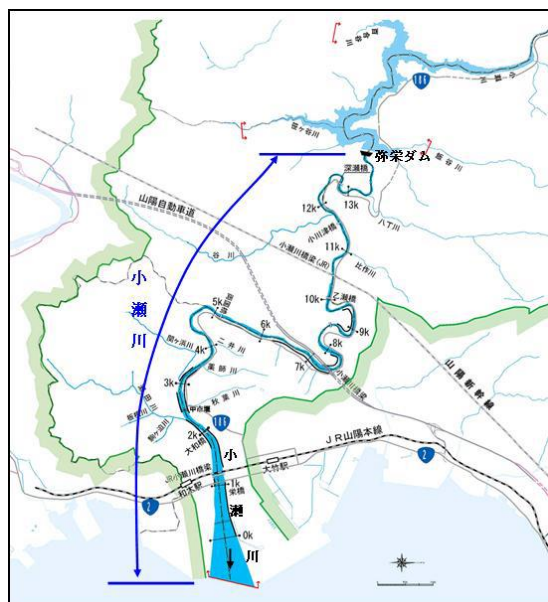
(8) 関係機関連絡一覧

災害時の関係機関の連絡先は、資料編別表6「災害関係機関連絡一覧表」に定めるところによる。

6 大竹市が行う水防活動への河川管理者の協力

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長（以下「河川管理者」という。）と大竹市長は、大竹市が行う水防活動に関する河川管理者の協力について以下のとおり定める。

なお、対象区域は、下図表の国管理区間とする。



河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
小瀬川	左岸：大竹市小方町小方 右岸：岩国市小瀬	河口まで	13.4

(1) 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、大竹市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 大竹市に対して、河川に関する情報の提供

内 容	提供手段	提供方法等

雨量・水位のデータ	太田川河川事務所 ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/
	市町村向け川の防 災情報(要 ID・PS)	http://city.river.go.jp/title.city.html
	広島県ホームペー ジ(広島県 防災 WEB)	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/?p=top
	TV(地上デジタ ル放送)	NHK(総合:1チャンネル)のデ ータ放送(生活・防災情報)
河川(定点)のライブ映像	太田川河川事務所 ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/cctv/
洪水時の河川巡視結果 排水機場等河川管理施設 の操作状況 CCTV画像(キャプチャに よる静止画像) へり巡視画像 洪水痕跡・浸水状況調査結 果	主にメール	大竹市の要望により、第二条の連絡 窓口で情報提供

イ 出水期前の合同点検および訓練の実施

河川管理者と大竹市が出水期前に重要水防箇所(資料編別表2-7)及び水防資機材の備蓄状況を現地点検し、洪水時の水防活動が速やかに行えるよう意志疎通を図る。

ウ 河川管理者・大竹市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

河川管理者は大竹市の求めに応じ、「水防訓練」及び「水防技術講習会」、「防災に関する講習会」へ職員を派遣し、防災技術の向上・防災意識の啓発の支援を行う。

必要に応じて、大竹市は河川管理者が実施する「排水機場や排水ポンプ車の運転訓練」に参加し、河川管理施設周辺の水防活動が速やかに行えるよう準備を行う。

エ 河川管理者の備蓄資器材・災害対策機械の提供・貸与

河川管理者は大竹市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、「中国地方における災害時の支援に関する

申し合わせ」により応急復旧資器材及び備蓄資器材の提供又は貸与を行う。

オ 水防に関する情報又は資料を収集に係る河川管理者の職員の派遣

大竹市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するため、河川管理者は職員の派遣を行う。

カ 水防活動の記録及び広報活動での協力

河川管理者及び大竹市は、洪水時及び洪水後において水防活動の記録及び被災情報・水文観測資料等の基礎的な情報だけでなく、必要に応じてパンフレットなどの広報資料の共有や広報誌掲載・配布・防災イベントなどで協力し、効率的に地域住民等の防災意識啓発に努める。

(2) 河川に関する情報の提供

河川に関する情報の提供に係る連絡方法は、原則メール又 F A X 及び電話連絡とし下記のとおりとする。また、緊急時についてはホットライン（太田川河川事務所長と大竹市長が直接電話連絡）での連絡により迅速な対応を行う。

<第6 (1) 項ア、イ、ウ、カ>

	河川管理者	大竹市
窓口	太田川河川事務所 流域治水課	大竹市総務部 危機管理課
TEL	082-222-9245	0827-59-2119

<第6 (1) 項エ、オ>

	指定地方行政機関	大竹市
窓口	中国地方整備局 河川管理課	大竹市総務部 危機管理課
TEL	082-221-9231	0827-59-2119

第5項 危険物等災害応急対策計画

災害の発生に際し、危険物、毒物劇物及び高圧ガス等の危険性の高い物質による被害を最小限度にとどめ、被害の拡大を防止するための計画である。ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

1 危険物災害応急対策

市及び当該事業所は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

- (1) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置
 - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - ウ 危険物施設の応急点検
 - エ 異常が認められた施設の応急措置必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (3) 消防計画等により消防隊を出動させると共に、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

2 高圧ガス災害応急対策

市及び当該事業所は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

- (1) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めると

きは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

- (3) 消防計画等により消防隊を出動させると共に、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

3 火薬類災害応急対策

市及び火薬類関係施設等の事業者は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共安全を確保するため、次の措置を実施する。

- (1) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (3) 製造業者（市長権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (4) 製造業者（市長権限にかかるもの）、販売業者又は消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (5) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (6) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (7) 消防計画等により消防隊を出動させると共に、災害発生時事業所の責任者から報告、警戒区域の設定、住民の立入制限、撤去の指示等を行う。
- (8) 自己の消防力等で対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

4 毒物劇物災害応急対策

市及び当該事業所は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

- (1) 県、広島県西部保健所、大竹警察署へ災害発生について直ちに報告する。

- (2) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部（局）に対して応援を要請する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通対策計画

災害のため道路、橋梁、航路等に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合、交通の安全と施設の保安のため交通を規制して住民の交通、輸送の便を図るための計画である。

1 交通規制

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う。道路交通の制限の権限は、市長（道路管理者）のほか公安委員会等も有するので、市長が道路交通の規制を行うにあたっては、大竹警察署長と協議して行うものとする。

(1) 実施責任者

交通規制は、次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 橋 梁	道路管理者 国土交通大臣 県知事 市 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条
道 路 橋 梁	公安委員会 警察署長 警察官	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2. 道路における危険を防止し、その他交通安全の円滑を図るため必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条、第5条、第6条
港 内 及 び 付 近 海 域	海上保安署長 第六管区海上保安本部長	1. 海難の発生、その他の事情により、港内及び付近海域において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずる恐れがある場合	港則法第39条第3項 海上交通安全法第32条

(2) 発見の通報等

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害又は交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長、警察署長、道路管理者又は海上保安署長に通報するものとする。

2 実施要領

実施責任者は、被害の発生が予想され又は発生したときは、道路、橋梁等の巡回調査に努め、危険が予想され又は発生したとき若しくは通報等により承知したときは、次の要領により規制するものとする。

(1) 規制の標識等

実施責任者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を標示した道路標識等を設置する。ただし、緊急のため規定の標示した道路標識等を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず規制等をしたことを明示し、必要に応じて警察官等に現地指導を依頼するものとする。

ア 規制標識

(ア) 通行の禁止又は制限についての標示（災害対策基本法施行規則第5条）

(イ) 道路標識等の設置等（道路法第45条）

イ 条件等の標示

(ア) 禁止、制限の対象

(イ) 区間

(ウ) 期間

(2) 市道以外の規制

交通施設などの危険な状況が予想され、又は発見されたときは速やかに必要な規制を行う。ただし、市長は、市以外のものが管理する道路、橋梁施設で道路管理者に通知して規制する暇がないときは、直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく交通規制を行うなどの必要な応急措置をとる。

(3) 迂回道路の選定

市道の交通規制を行った場合、大竹警察署長と協議のうえ、迂回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(4) 港内及び付近海域の制限

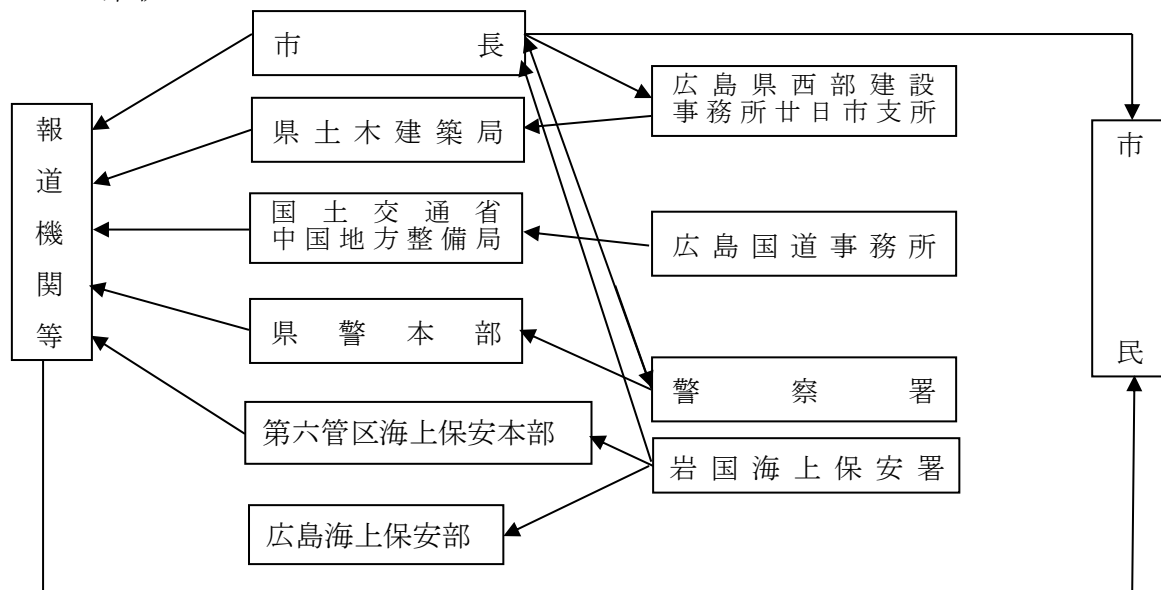
実施責任者は当該水域における危険の防止、混雑の緩和のため必要があると認めるときは、必要な限度において船舶の航行を制限し又は禁止等を行う。

制限内容については、海上保安庁海洋情報部ホームページ、海の安全情報ホームページ及び無線電話（国際VHF）等により速やかに周知を行う。

(5) 報告等

規制等を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

ア システム



イ 報告事項等

各関係機関は、報告又は通知にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 禁止、制限の対象
- (イ) 区間
- (ウ) 期間
- (エ) 理由
- (オ) 迂回道路、その他の状況等

第2項 輸送対策計画

災害のため、被災者の避難及び災害応急対策並びに災害救助活動に従事する者の移送又は災害応急対策用物資、資材の輸送（以下「応急輸送」という。）の万全を期するための計画である。

1 応急輸送の種別

応急輸送は、災害の状況、輸送路の状況、移送人員数、輸送物資等の内容を十分確かめて、次の種別のうち最も迅速、確実に輸送できる適切な方法をもって行うものとする。

(1) 乗用自動車、貨物自動車その他の自動車による輸送

災害により鉄道輸送が不可能な場合又は自動車による輸送が迅速確実な場合には、自動車輸送を行う。

また、市は稼動可能な輸送車の掌握、配車を行い、市有のものだけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、市は直ちに他の公共機関等の車両の確保を図るものとする。

(2) 鉄道、軌道による輸送

市は、道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。

(3) 船舶、舟艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、市は適宜次の措置を講じるものとする。

ア 海上保安部所属船艇への支援要請

イ 中国運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請

ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 航空機による輸送

航空機による輸送が迅速、確実な場合又は緊急を要する場合には空路輸送を行う。この場合、県知事及び広島市消防局に対して県防災ヘリコプター、自衛隊航空機及び広島市消防ヘリコプターの災害派遣を要請するほか、民間航空機の借上を行う。

(5) 人力による輸送

災害により機械力輸送が不可能な場合又は人力による輸送が適当な場合には人力による輸送を行う。

2 輸送力の確保

災害対策の実施に当たり必要とする車両等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、県知事に協力、あっせんを要請するとともに次の機関等に対し協力要請し、輸送力を確保するものとする。

(1) 応急対策実施機関所有の車両等

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関所有の車両等

(3) その他民間業者の車両等

※ 県知事が確保する所要輸送機関は次に掲げるもの。

輸送区分	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、陸上自衛隊第13旅団、その他関係機関
鉄道・軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道(株)広島支社、岡山支社、米子支社、新幹線鉄道事業本部、その他関係機関
船舶輸送	中国運輸局、第六管区海上保安本部、海上自衛隊呉地方隊、その他関係機関
航空機輸送	第六管区海上保安本部、陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方隊、航空自衛隊西部航空方面隊、広島空港事務所、広島県警察本部

3 応急輸送の応援

本部において自動車等の確保ができず、あるいは道路等の被災等により、一般輸送の方法が不可能等応急輸送の円滑が期されない場合は、次の事項を明示して、他の市町村長又は県知事に応援を要請するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

4 燃料調達確保

輸送用燃料については、災害時に必要に応じて、その都度必要量を直接購入する。調達は地元業者を優先し、地元で調達不可能なときは、隣接市町で調達する。

5 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の様式は、別記1、2のとおりである。

(1) 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規程に係る事前届出の手続きを行わせる。

ア 事前届出の対象とする車両

(ア) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

- a 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
 - ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

- a 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ・ 地震予知情報の伝達及び避難指示等に関する事項
 - ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受

ける恐れのある地域における社会秩序の維持に関する事項

- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- b 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、アの（ア）のbのとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

(ウ) 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

- a 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難指示等に関する事項
 - ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- b 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、アの（ア）のbのとおり標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

イ 事前届出に関する手続き

(ア) 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

(イ) 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

(ウ) 事前届出に必要な書類

- a 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- b 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- c 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通・別記3のとおり）

ウ 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

(ア) 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記3「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

(2) 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

イ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。

この場合、緊急通行車両等の事前届出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先、(1) のイ (ア)、(イ) と同様とする。

オ 事前届出に必要な書類

- (ア) 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し
 - a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類。
 - b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類。
 - c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。
 - d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。
なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。
- (イ) 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通・別記4のとおり）
- (ウ) 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

カ 規制除外車両事前届出済証の交付等

- (ア) 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記4「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

- (イ) 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなっ

た場合は、速やかに同届出済証を交付した警察署へ返還させる。

別記1



〔備考〕

- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記2

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		広島県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

〔備考〕

用紙は、日本工業規格A5とする。

別記3

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会	
番号標に表示 されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者			住所
			氏名
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記4

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示 されている番号	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制所が車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
住 所 氏 名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

6 港湾の輸送活用

本市は山地が市街地に迫っている地形的条件であることから、陸路による輸送態勢に困難な事態が生じることも予想されるため、小方港等を活用した海上からの輸送態勢をとるものとし、その活動について定めることとする。

(1) 輸送港湾の設置

災害発生に対して、道路の被害状況等の判断により、海上輸送の受入れ等の中心を小方港又は東栄地区公共埠頭用地とした設置を図る。

この場合、事前に港湾管理者による港湾施設の安全性の確認を踏まえておくものとする。

(2) 輸送港湾としての整備充実

小方港又は東栄地区公共埠頭用地を利用し、海上からの応急活動を円滑に行うため、必要な資機材、医薬品、食料等の備蓄を行うべく備蓄施設の設置を検討する。

第3項 在港船舶対策計画

災害時において、船舶交通の安全及び、在港船舶の安全整頓を図るための計画である。

1 実施方法

(1) 命令

岩国海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、港則法（昭和23年法律第74号）第9条、第39条第3項及び第43条の規定により、港湾に在港する船舶に対して移動等を命ずる。

(2) 勧告

岩国海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、港則法（昭和23年法律第74号）第39条第4項及び第43条の規定により、港湾に在港する船舶に対して勧告を行う。

2 関係機関の協力

市、警察、港湾管理者及びその他の関係者は、岩国海上保安署の行う在港船舶対策に対して協力を行う。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1 趣旨

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる指定避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設責任

市は、災害のため被害を受けた者又は避難の指示により避難をした者を一時的に入所させるため、指定避難所を開設する。

災害救助法が適用された場合、市長は、開設責任者となり、指定避難所を開設し救助にあたる。

なお、指定避難所を開設したときは、県に対しその旨を報告する。

(2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所

指定避難所は、学校、公民館、集会所等を利用する。

(4) 福祉避難所

施設がバリアフリー化されているなど、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた条件で指定した福祉避難所として、現在、指定している施設のほか、社会福祉施設等の既存施設の利用を検討する。また、市は、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報を収集し、施設管理者と十分調整し、協力を得られる施設を選定し、福祉避難所として指定する。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、非常時に避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、適切な避難誘導を実施するため、地域住民、自主防災組織、防災リーダー、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所

の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営にあたっては、市、自主防災組織、防災リーダー、ボランティア団体、その他防災関係機関職員が、それぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、あらかじめ指定避難所施設管理者との調整や、指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自治会や自主防災組織や防災リーダー等と協力して、施設の速やかな開錠体制の構築を図り円滑な指定避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有

無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

(4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

(5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(6) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(7) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(8) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警護や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

(9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

(11) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努

めるものとする。

5 指定避難所の閉鎖

- (1) 市は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、指定避難所の管理者に必要な指示を与える。
- (2) 指定避難所の管理者は、本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難の者がある場合には、指定避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

6 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

大規模災害の発生による機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

被災県及び市等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

7 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図るため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

1 広報活動

- (1) 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

市は、本部を設置した場合において、関係機関から得た情報を市民に周知させる必要があると認めた場合は、記者クラブ等を通じて広報活動を実施する。ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

(2) 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

2 広報の内容

(1) 市（消防本部を含む）

市は、関係機関と密接な連携のもとに、次の事項を中心に広報活動を実施する。

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 気象等に関する予警報及び情報
- (イ) 避難に関する情報（避難場所、避難指示）
- (ウ) 医療、救護所の開設に関する情報
- (エ) 災害発生状況に関する情報
- (オ) 出火防止、初期消火に関する情報
- (カ) 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- (キ) その他必要な情報

イ 応急復旧時の広報

- (ア) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (イ) 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- (ウ) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (エ) 電話の利用と復旧に関する情報
- (オ) ボランティア活動に関する情報
- (カ) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (キ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) 住民の安否に関する情報
- (ケ) 被災宅地危険度判定に関する情報
- (コ) 災害廃棄物等の処理に関する情報
- (サ) その他生活情報等必要な情報

3 広報活動の方法

それぞれの情報の出所を明確にして、広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者について十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 要配慮者に対する広報

市は、要介護者、高齢者、障害者等の「避難行動要支援者名簿」の活用により、高齢者、障害者等の安否確認に努めるとともに、自力で避難することが困難で特別の支援を必要とする障害者等に対する緊急時の円滑かつ迅速な広報活動もあわせて行う。

(2) 報道機関に対する発表

災害対策の重要事項は、必ず報道機関に発表する。また各報道機関が行う独自の取材活動に対しては、情報資料の提供など積極的に協力する。

(3) 住民に対する広報

災害の状況に応じて防災行政無線、防災メール、Jアラート、広報車、ホームページ及び掲示板等最も適切な方法によって、周知徹底を図り、指定避難所への広報担当者の派遣も併せて行う。

また、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関にも広報の協力を依頼する。

(4) 自治会、自主防災組織等を通じたの連絡

住民組織の広報手段を有効に活用した広報活動も行う。

(5) 防災関係機関の広報

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況等、市民が必要とする情報について、多様な広報媒体を利用して積極的に広報を行う。

(6) 災害にかかる記録写真の取材

災害が発生した場合、できるだけ災害記録写真の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

4 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

災害が発生したときには、市及び各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望・苦情等に対処する。

(2) 相談方法

市及び各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、実態を把握し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車(バイク、自転車)等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

5 安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等のような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

災害により、住居を失い、又は著しい損傷を受け、自らの資力では回復できない者に対し、応急措置として仮設建築物の建設を行い、又は被災住宅の応急修理を行って、一時的な居住の安定を図る計画である。

1 災害救助法が適用された場合

(1) 実施機関

応急仮設住宅の建設は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(2) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- (ア) 災害のため、住家が全焼、全壊又は流失した者
- (イ) 居住する仮住家がない者
- (ウ) 自らの資力では、住家を確保することができない者

イ 設置戸数

全焼、全壊又は流失した世帯数の3割の範囲内で、状況によって決定する。ただし、これによりがたい場合は、県知事の承認を受けて必要戸数を設置する。

ウ 設置場所

設置の場所については、次の事項等を考慮して選定するものとする。

- (ア) 原則として、市有地又は公有地とすること。やむを得ず私有地に設置する場合は、後日問題が起こらないよう十分協議すること。
- (イ) 飲料水が得やすいこと。
- (ウ) 保健衛生上適当な場所であること。
- (エ) 交通の便のよいこと。

(オ) 教育等の問題のないこと。

(3) 住宅の応急修理

ア 修理対象者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理戸数

半焼及び半壊世帯数の3割の範囲内で、状況によって決定する。ただし、これによりがたい場合は、県知事の承認を受けて必要戸数を修理する。

(4) 入居者及び応急修理を受ける者の選定

入居者及び応急修理を受ける者の選考にあたっては、被災者の資力、福祉面、その他生活条件等を十分調査して優先度を決定する。

(5) 応急仮設住宅の管理

市長は、市内の応急仮設住宅の管理を行う。ただし、特別な事情がある場合は、市長の協力を得て、県知事自ら実施する。

2 被災宅地危険度判定

災害又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

イ 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ 宅地判定実施方法の決定等の基準

エ 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

オ 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ 判定資機材の調達、備蓄

キ その他必要な事項

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、大竹市災害危険箇所図又は広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 市長は、宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

ウ 宅地判定士の受入れ名簿の作成と判定チームの編成

エ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の準備

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を県知事に要請することができる。

イ 宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

ウ 市が、災害の規模等により、宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、県知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(4) 調査の体制

市は、宅地判定士を中心として3人1組で班を構成し、調査を実施する。

(5) 県との連絡調整

ア 宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

災害時に、被災者及び災害応急対策に従事する者に対する必要な食料の確保とその配給の確実を期すための計画である。

1 配給を行う場合

- (1) 被災者に対し、炊出しによる食品給与を行う必要がある場合
- (2) 災害応急対策に従事する者に対し、食品給与を行う必要がある場合
- (3) 被災により食料配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

2 供給対象者

- (1) 災害救助法による食品給与を行う場合
 - ア 指定避難所に受入れされた者
 - イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
 - ウ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
 - エ 旅館やホテルの宿泊人及び前記イ、ウの住家への宿泊人、来訪者
 - オ 被災地内に停車した列車及び停船した船舶等の旅客で、責任者の能力によって食品給与を受けることが期待できない者
 - カ 災害応急対策従事者に食品給与の必要があると認めた場合
- (2) 市が独自で食品給与を行う場合
 - ア 指定避難所に入所した者、住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者及び水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）で、市長が特に必要があると認めた場合
 - イ 災害応急対策従事者で市長が食品給与の必要があると認めた場合
- (3) 供給する食品
 - ア 米穀、おにぎり、弁当、パン等の主食のほか必要に応じて、缶詰等の副食品も供給する。
 - イ 食品は、被災者が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ウ 乳児に対しては、原則として調整粉乳等を供給する。

3 適用期間

(1) 災害救助法による食品給与

災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は、県知事の承認を得て期間の延長を行う。なお、り災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、3日分以内を現物により支給する。

(2) 市が独自で行う食品給与

前号を準用

4 食品給与費の支給限度額

(1) 災害救助法の適用の場合

県災害救助法施行細則（昭和23年規則第9号）に定める範囲内

(2) 市が独自で行う場合

前号を準用

5 食料供給の方法

(1) 災害救助法の適用の場合

市長は県知事の補助執行者として指示があり次第、前各号の基準に従い、給食を実施する。

食品給与実施責任者は本部とし、指定避難所等で供給する。

なお、災害の規模等状況に応じ自主防災組織、自治会等及び旅館、飲食店等給食業者に協力を要請し、円滑な実施を図るものとする。

また、県知事等から食料供給を受けたときは、自主防災組織や自治会等の協力を得て、指定避難所等の適当な場所で配給する。

(2) 市が独自で行う場合

前号を準用

6 炊出しの実施

(1) 炊出しは、市給食センター又は指定避難所等で実施するものとし、災害の状況に応じてその全部又は一部を開設する。

(2) 市は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。

7 食料物資の調達

防災関係機関や販売業者と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等を把握しておくとともに、食料調達のため、市内各食品業者とあら

かじめ協定を結んでおくものとする。

また、必要な食料の確保ができない場合は、県知事又は相互応援協定締結市町等に対し応援要請をするものとする。

第2項 給水計画

災害のため、給水施設の破壊あるいは飲料水の枯渇、汚染等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護するための計画である。

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源から給水トラック又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地への給水トラック等の応急給水地として、三ツ石調整池に応急対策用給水口を設置している。また、広島県三ツ石浄水場も応急給水が可能である。
- (3) 飲料水等が汚染されている恐れがあるときは、水質検査を実施し、安全を確認する。

2 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。従って、自分の井戸が汚染しても、近所から水が得られるような者は対象とはならない。

3 供給の方法

- (1) 配水管等が破損した場合には、三ツ石調整池（応急給水口）から市上下水道局の給水タンク、備蓄しているポリ容器等を利用し、供給する。
- (2) 給水用資機材が不足するときや飲料水の確保及び給水活動（応急復旧を含む。）の実施が困難なときは、次の事項を示して県又は日本水道協会広島県支部及び岩国市に対して、応援等を要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両を借り上げるときは、その必要台数
- (3) 必要に応じて広島県西部保健所の協力を得て、水質検査及び消毒等を実施する。
- (4) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (5) 配水管の復旧状況に応じて、通水状況、通水の見通し等を広報し、市民への

周知を図る。

4 給水の実施

(1) 給水の基準

被災者に対する1日1人当たりの給水の量は3ℓ以内とし、医療機関や福祉施設等緊急性の高いところを重点として給水を実施する。

(2) 給水の広報

給水にあたっては、事前に広報車、防災行政無線等により給水の方法、場所、時間帯その他必要事項を市民に周知する。

5 災害救助法が適用された場合の供給

災害のため市における給水施設等がすべて汚染し、飲料水が得られない場合には、県は、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するものとする。

(1) 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

(2) 施設の使用停止

感染症予防上必要と認め県知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20ℓ程度を停止期間中供給する。

(3) 飲料水供給のための費用

飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。ただし、県知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て市の負担になるものであること。

6 優先給水

災害のため、災害拠点病院や透析医療機関等が断水した場合で、優先的な給水が必要と認めるときは、各機関からの要請に基づき、応急給水を実施する。

なお、給水方法等については、別途当該医療機関と協議し、給水確保計画等を定めるものとする。

第3項 生活必需品等供給計画

災害のため、住家に被害を受け、被服、寝具その他の日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品をそう失、またはき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらのものを直ちに入手することができな

い状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与または貸与するための計画である。

1 災害救助法が適用された場合

(1) 実施機関

衣料、生活必需品等の給与又は貸与は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(2) 給与又は貸与を受ける者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等の被害を受けた者であって、次の事項に該当する者

ア 被服、寝具その他日常生活上最小限度必要な家財をそう失した者

イ 被服、寝具その他日常生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給与又は貸与する衣料、生活必需品等の種別等

種 別	品 目
被 服	作業服、婦人服、子供服、下着等（普通着であること）
寝 具	毛布、布団等（就寝に必要な最小限のもの）
身 の 回 り 品	タオル、くつ、かさ等
日 用 品	石けん、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等
炊 事 用 具	なべ、包丁、バケツ等
食 器	茶わん、コップ、皿、はし等
光 熱 材 料	マッチ、懐中電灯、電池等

(注) 上記の種別は、原則として限定されているが、個々の品目については、被災状況等から特定の品目に重点をおくことができる。

(4) 給与又は貸与の方法

給与又は貸与については、あらかじめ責任分担と協力者を決めて、調達の方法、順序、配分計画を定め実施するものとする。なお、配分にあつては、自主防災組織、自治会等の組織を通じて行うものとする。

(5) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

3 物資の確保

防災関係機関や販売業者と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等を把握しておくとともに、物資確保のため、市内各業者とあらかじめ協定を結んでおくものとする。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

県内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合に、県は市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独で対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

1 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、指定避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

2 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

- (2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。
- (3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、指定避難所のニーズ等の聞取りを行い、市等への報告に努めるものとする。
- (4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両への給油要請を行う。

第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

災害時における生活環境の悪化により被災地に発生する感染性疾病の予防を迅速かつ強力に実施し、公衆衛生に万全を図るための計画である。

1 実施責任者

- (1) 災害時における応急防疫は、市長が行うものとする。
- (2) 市長は、市の区域内の被害でその機能を十分に発揮できないと認める場合は、県に応援及び指導を要請するものとする。

2 防疫業務の実施方法

(1) 消毒場所

- ア 宅地及び家屋の内外（台所、便所、寝室等を含む。）
- イ 畳、敷物、寝具衣類等
- ウ 床下
- エ 汚水停留場所又は湿潤著しき場所等
- オ その他状況により藪、草むら等

(2) 消毒方法

- ア 薬品消毒
- イ 焼却

(3) 昆虫等の駆除方法

- ア 発生源を除去し、発生源となる施設を改善する。
- イ 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを駆除する。
- ウ 昆虫等の出入りを防止する設備を設ける。

(4) ねずみ族の駆除方法

- ア 殺鼠剤又は捕鼠器によりねずみを駆除する。
- イ 棲息場所を駆除し、営巣材料を適切に処理する。
- ウ 食物の残廃物等を適切に管理する。
- エ ねずみ族の出入りを防止する設備を設ける。

3 防疫活動の実施要領

(1) 情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、広島県西部保健所等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに

必要な器具、資材、薬剤及び人員を確保して防疫体制を整える。

(2) 県知事の指導及び指示等

県知事が感染症予防上必要と認めて次の命令、指示及び指導を発したときは、市長は災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第29条第2項の規定による病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具、その他の物件の消毒・廃棄等に係る必要な措置に関する指示

エ 法第31条第2項の規定による家庭用水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

(3) 防疫活動に必要な人員資機材の確保

ア 人員

市長は清潔方法及び消毒方法を施行するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇い上げるものとする。

イ 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借入を図るものとする。

ウ 車両

市有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借上げるものとする。

エ 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか県健康福祉局に周旋を要請するものとする。

(4) 感染症患者発生時の処理

市長は、県知事の指示に基づき大竹市を管轄する西部保健所の指示に従う。

4 防疫記録

防疫活動を実施した場合は、次の事項を記録し、必要に応じ、県に報告するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 防疫活動状況

(3) 防疫経費所要額

(4) 防疫設置の指示命令に関する事項

(5) 防疫作業日誌

作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項

5 衛生教育及び広報活動

- (1) リーフレット、ポスター等により、災害時における感染症予防に関する注意事項等を周知する。
- (2) 報道機関等の協力を求めて、感染症予防に関する広報活動を行う。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬等計画

災害のため、死亡していると推定される者についての搜索及び発見された死亡者の収容、埋火葬の措置を行うための計画である。

1 災害救助法が適用された場合

(1) 実施機関

遺体の搜索、処理及び埋火葬は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(2) 遺体の搜索

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の情勢からみて、すでに死亡していると推定される者、又は家族、縁故者からの申出により搜索を必要とする者に対して、遺体の搜索の措置をとるものとする。

ア 搜索の方法

搜索の方法については、本編第3章第13節「救出計画」に定める「救出の方法」に準じて行う。

イ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。以後は警察に引き継ぐものとする。

(3) 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、警察官、海上保安官又は医師の立会いで身元の確認をし、警察官又は海上保安官が遺体見分を終えた後、次のとおり取扱うものとする。

ア 身元判明者の処置

家族又は縁故者に引き渡すものとする。

イ 身元不明者の処置

遺体が身元不明のときは、本部において一時保管し、極力家族又は縁故者の調査に努めるものとする。

調査後もなお、身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の

規定に基づき処理する。

(4) 検視場所の確保等

災害により多数の死者が発生した場合、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

(5) 遺体の埋火葬

遺体を埋葬又は火葬する際には、棺、骨つぼ等を遺族に現物支給する。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。

また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

(6) 遺体の処置及び埋火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 水道・下水道・電力施設災害応急対策計画

災害の発生に際し、水道・下水道・電力施設を防護するとともに被害状況を調査し、迅速な応急復旧及び応急対策を実施するための計画である。

1 水道施設災害応急対策

災害発生後、上下水道局長は直ちに水道施設の被害状況を調査し、市長へ報告する。

(1) 応急復旧作業の実施

ア 取水施設及び送水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、送水の停止又は減量を行う。

イ 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

ウ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、止水栓等により閉栓する。

(2) 応急復旧等が市のみでは困難な場合には、関連事業者、県又は日本水道協会広島県支部に応援を要請するものとする。

(3) 災害発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、防災行政無線、防災メール、広報車による広報活動を実施する。

2 下水道施設災害応急対策

災害発生後、上下水道局長は直ちに下水道施設の被害状況を調査し、市長へ報告する。

(1) 応急措置

ア 下水処理場およびポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、自家発電設備により運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対処する。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限度にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

3 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 実施方法

中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより、応急

対策及び復旧工事を実施する。

第2項 廃棄物処理計画

被災地におけるごみ、し尿等の収集及び処理の清掃業務を行い、環境衛生の万全を期するための計画である。

1 作業開始

ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを速やかに把握する。また、被災地のごみ及び汚物等については、ごみの収集処理見込み量を把握し、迅速かつ適切に清掃業務を実施し、環境の浄化を図るとともに、市は、収集車及び作業員を派遣し、被災地域の塵芥及びし尿の処理を速やかに開始する。

2 収集方法

(1) ごみの収集

収集方法については、食物の残廃物等を優先的に収集車により行う。なお、本市のみで収集処理ができないときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町及び県の応援を求めるものとする。

(2) 臨時集積場所の設置

大量のごみが発生した場合は、臨時集積場を設け処理するものとし、臨時集積場の衛生状態を保つため、定期的に消毒等を行う。

(3) し尿の収集

災害により、上下水道設備が破壊され水洗便所が使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び仮設共同便所の必要数を把握し、仮設共同便所を設置した場合は、市所有の消毒用器具等を活用して定期的に消毒等を行う。

なお、仮設共同便所の設置にあたっては、高齢者、障害者、女性等に配慮するものとする。

収集方法については、し尿収集車両により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

また、被害が甚大でし尿収集の委託業者のみで処理できないときは、関係業者へ協力を要請するとともに、近隣市町及び県へ応援を求めるものとする。

3 清掃事業の機動力、人員等

資料編別表11「清掃事業の機動力、人員等」参照

4 連携の促進等

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第3項 その他施設災害応急対策計画

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

1 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

2 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第12節 自発的支援の受入れ

第1項 ボランティアの受入等に関する計画

市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑な受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等の技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、市は、本部を設置した際には、大竹市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援（以下「支援等」という。）を行う。

その際、市被災者生活サポートボランティアセンターは広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要性などを広報し募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

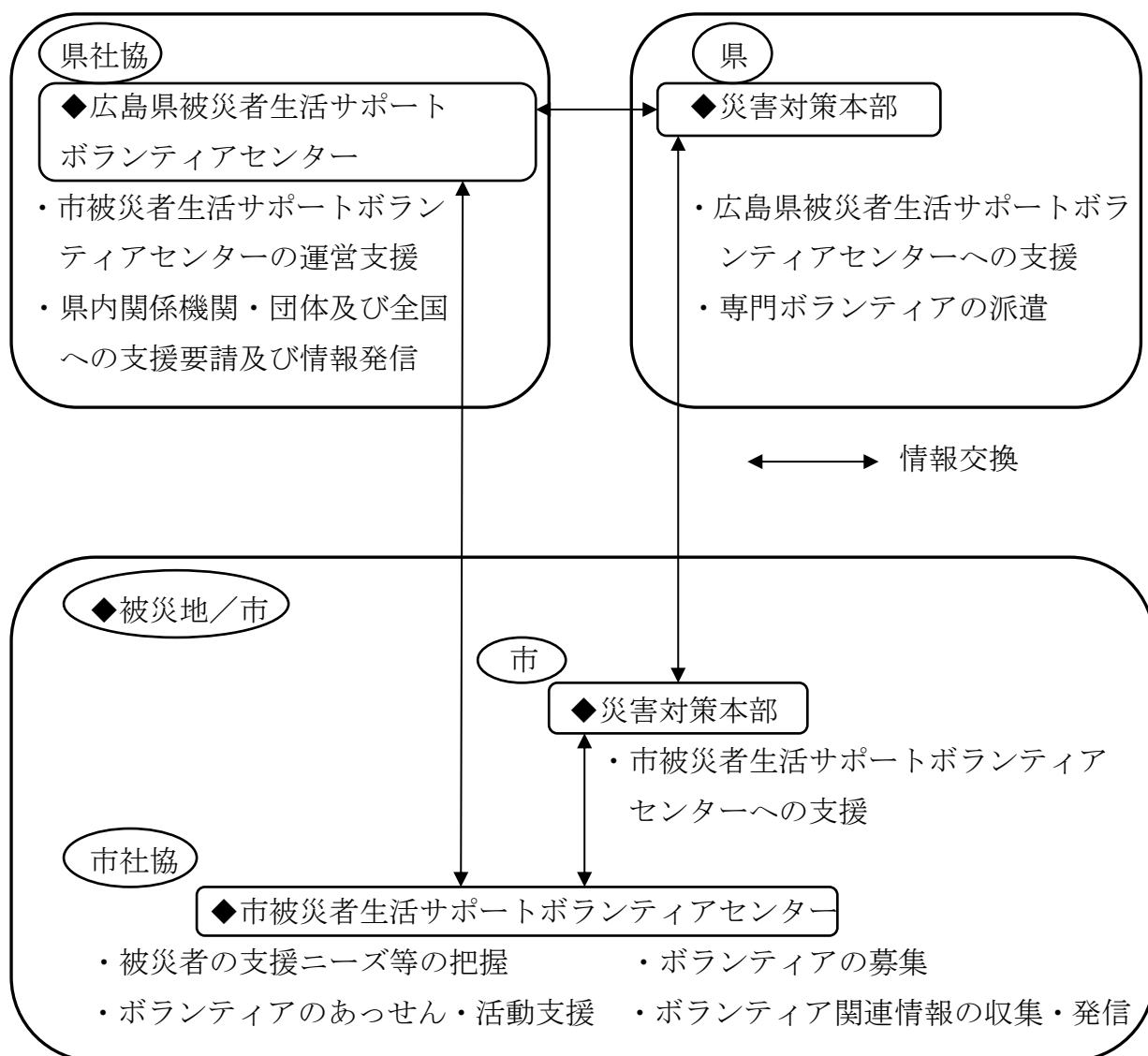
各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティ

アをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(3) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

2 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できるよう環境づくりに努めることとする。

3 災害情報等の提供

市は市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

4 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 救出計画

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して、その者を保護するための計画である。

1 災害救助法が適用された場合

(1) 実施機関

災害時の救出等の活動は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(2) 活動体制

活動体制の実施にあたっては、本部が主体となって警察、自衛隊、医療機関、医師会、保健所等の緊密な連携のもとに、負傷者についての救出から医療処置まで一貫した活動ができるような体制を整える。

(3) 活動要領

住宅過密化等により、救出事象が多発すると考えられるため次の要領により救出活動の円滑化に努める。

ア 情報収集

迅速な救出、救護施設への搬送ができるよう、要救出現場に関する情報、負傷者を収容できる施設の情報、緊急車両の通行する道路情報、派遣できる人員、投入できる資機材の情報等を的確に収集する。

イ 救出活動

救出活動の実施にあたっては、その様相に応じた装備と技術を選択して、消防団、消防本部、警察、自衛隊の連携を密にし、地域住民の協力のもと行うものとする。

大規模災害により要救出現場数が多発した場合における各防災関係機関の救出活動は、各種の情報を総合的に判断し、最適な活動ができるようあらかじめ救出基準を定めておくものとする。

(4) 救出の対象者

ア 早急に救出しなければ、生命の安全を保障できないような危険な状態にある者

(ア) 火災の際に火中に取り残されたような場合

(イ) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

(ウ) 水害の際に水流に巻き込まれたり、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

(エ) がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合

(オ) 電車、自動車、航空機等による集団的事故が発生した場合

(カ) ガス、危険物、化学薬品、放射性物質等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合

(キ) その他これに類するもの

イ 生死不明の状態にある者

(ア) 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者

(イ) 行方は判っているが、生命が明らかでない者

(5) 救出の方法

ア 被災者の救出は、消防機関及び警察官が当たり、必要に応じ本部も協力する。

イ 特に災害が甚大なときは、自衛隊、海上保安庁、その他関係機関の協力を得て救出に当たる。

ウ 救出後は、速やかに病院又は医療機関等へ収容し、救護に当たる。

(6) 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、真にやむを得ない場合に限り、厚生労働大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。

(7) 行方不明者の捜索

ア 行方不明者の捜索にあたっては、救出活動に引き続いて消防団、消防署、警察、自衛隊の連携を密にし、地域住民の協力のもと行うものとする。

イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違えのないようにリストに整理する。

ウ 行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。

エ 行方不明者が流失などにより他市町にあると考えられるときは、県又は直接行方不明者の漂着が予想される市町に対し、協力を申し入れる。

(8) 海上における救出

津波等により海上に漂流した者がいる場合は、本部、大竹警察署、岩国海上保安署、漁業協同組合及び医療機関等が連携を図り、救出、救護施設への搬送を行うものとする。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第14節 文教対策計画

災害のため、文教施設の被災又は小学校の児童及び中学校の生徒（以下「児童等」という。）が被災したことにより、通常の教育を行うことができない場合に対処するための計画である。

1 文教施設の応急対策

(1) 校舎

被害の軽微な校舎については即時修理を行い、また教室に不足を生ずる場合は、特別教室を転用する等の措置をとり授業を行う。

また被害が甚大で応急処理が不可能な場合は、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで応急教室実施予定場所において授業を行う。

(2) 校庭

校庭の被害については、使用に危険のない程度に応急処理を行い、校舎の復旧後に完全に整備する。

(3) 備品

流失、破損等により使用不能の机、椅子等の補充は、余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

2 避難対策

(1) 児童等が在校中に災害が発生した場合には、学校長はあらかじめ作成された避難計画に基づき直ちに児童等及び教職員を安全な場所へ避難させるとともに、その安全確保に努め、市教育委員会へ被害状況等を報告する。

(2) 児童等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について把握した上で、集団で下校させるとともに、通学路の要点に教職員を配置し、安全を図るものとする。

(3) 保護者への連絡、引渡し等

災害発生後、児童等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取るものとする。ただし、連絡が取れない等の理由で児童等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

(4) 市が、指定避難所として開設をした時又は避難者があった学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

3 児童等への相談活動

学校長は、災害による児童等の被災状況を迅速に把握し、児童等への相談活動を行うとともに、精神的な不安の解消に努める。

4 応急教育実施の予定場所

次の場所を予定し、授業に支障のないように措置する。

- (1) 仮設校舎
- (2) 隣接校
- (3) 校区内の公民館等の公共建物
- (4) 公園、広場等の公共用地
- (5) その他

市教育委員会は、応急教育実施場所の確保が得られない場合は、県教育委員会に要請し、県教育委員会が、その確保のためあっせんに当たる。

5 応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき授業を実施するよう努めるものとし、学校施設設備の応急復旧の状態、教職員、児童等及びその家族のり災程度、道路、交通機関の復旧状況等を勘案して、次の方法により行う。

- (1) 登下校に長時間を要する場合
始・終業時間を状況に応じて変更し、児童等の安全を図る。
- (2) 一部又は半数に近い者が登校できない場合
短縮授業、半日授業の措置をとり、登校できない者については別に考慮する。
- (3) 一定区域の児童等が登校できない場合
臨時に応急教育実施の予定場所において授業を行う。
- (4) 半数以上の者が登校できない場合
臨時休校又は応急教育実施の予定場所での授業等適宜の措置をとる。
- (5) 児童等を学校へ一度に受け入れることができない場合
二部授業及び分散授業を行う。なお、二部授業を行う時は、小・中学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により県教育委員会に届け出る。
- (6) 登下校の対策
児童等の登下校については、保護者及び関係防災機関等と緊密な連絡をとり、通学路を確保し、保護者及び教職員等の指導員、監視員を配置し、集団登下校の安全を図る。

6 教職員の確保

教員のり災により、通常の授業や校務運営の実施が困難な場合は、市教育委員会は県教育委員会にその状況を報告する。県教育委員会は、必要に応じて一時的に教員組織の編成替えを行うなど教職員の確保に努める。

7 学校給食の措置

(1) 学校給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、市は、県教育委員会にその状況を報告する。

(2) 市教育委員会は、被害物資量を把握し関係機関と連携して処分方法、給食開始に必要な物資の確保配分等について指示する。

(3) 学校給食は、できる限り継続して実施するものとする。また、学校給食施設を利用し、り災者への炊出しを実施するときは関係機関と十分調整する。ただし、次の場合は給食を中止する。

ア 学校給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能なとき。

イ 保健衛生状況の悪化等により、感染症等が発生し又は発生する恐れのあるとき。

ウ 給食用物資の調達が困難なとき。

エ その他給食の実施が適当でないと認めるとき。

(4) 給食実施の留意事項

り災地においては感染症発生のおそれが多いため、保健衛生について特に注意する。

8 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生の恐れがある場合、通学時において児童等を災害から保護するために、市教育委員会は関係者及び各関係機関と緊密な連携をとり次の対策を講じるものとする。

(1) 災害危険箇所（資料編 別表2参照）の実態を把握し、危険予防のため市は、学校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、寄宿舎の設置等も考慮するものとする。

9 高等学校及び専修学校生徒の災害応急対策への協力

高等学校及び専修学校において、登校可能な学生を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等

に協力するよう指導又は要請する。

10 学校及び公民館等社会教育施設が地域の指定避難所になる場合の対策

- (1) 市教育委員会は、指定避難所に供する施設・設備の安全を確認するものとする。
- (2) 市教育委員会は、指定避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期するものとする。
- (3) 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育と避難者への支援活動との調整について各関係機関と必要な協議を行う。

11 本部並びに学校間の非常連絡組織

資料編別表10「本部並びに学校間の非常連絡組織」参照

第15節 学用品の給与に関する計画

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の過程及び通信制の課程）を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の過程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ）に対して必要最小限度の学用品を給与し、児童、生徒（以下「児童等」という。）の就学の便を図る計画である。

1 災害救助法が適用された場合

教科書等学用品の支給は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(1) 学用品の給与を受ける者

災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により学用品を失い、又は損傷し、就学上支障のある児童等に対して給与する。

(2) 学用品給与の方法

市は、各学校長と緊密な連絡を保ち、給与対象となる児童等を把握し、各学校長を通じて給付する。

(3) 支給される学用品の品目

ア 教科書及び教材

県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、かばん、長靴等

(4) 支給限度額

ア 教科書及び教材

給与に要した実費

イ 文房具及び通学用品

県災害救助法施行細則（昭和23年規則第9号）に定めるところによる。

(5) 学用品給与の期間

教科書及び教材 1ヶ月以内

文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第16節 文化財保護計画

災害時において、建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想される。

このため、市教育委員会は、被害状況を的確に把握し、所有者・管理者と連携し、適切な措置を図るものとする。

1 対策

- (1) 市教育委員会は、指定重要文化財所蔵施設に対し、防災関連設備の充実を図るよう指導するとともに、所有者及び管理者と協議し、緊急的に通報、消火等適切な対応を図るための応急協力体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指定重要文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会は、市指定の重要文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については県教育委員会に被災状況を報告する。

第17節 障害物の除去計画

災害のため排出された岩石、土砂、竹木等障害物により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活の安定と交通路を確保して必要物資の輸送を円滑に行うための計画である。

1 災害救助法が適用された場合

(1) 実施機関

障害物の除去は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(2) 障害物除去の対象者等

対象者は、次の条件を満たしたものとする。

ア 被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 対象世帯の調査及び選定

半壊及び床上浸水した全世帯を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割等の別）、被害状況を調査し、資格を満たすものを対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

(4) 障害物除去の方法

ア 住居に運びこまれた障害物

(ア) 住居に運びこまれた障害物については、自らの資力をもってしては障害物の除去を実施し得ないものに限って、居室、炊事場、便所等日常生活を可能にする程度の除去を行う。

(イ) 特殊機械器具等の応援を要する場合には、関係機関に応援を求める。

イ 交通遮断の障害物

(ア) 災害の発生が予想される主要な箇所を適宜巡視し、災害が発生した場合は速やかに除去する。

(イ) 市は、県公安委員会が、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ通知を受けるとともに、連携して通行禁止区間等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的

に実施することについて協力するものとする。

(ウ) 大竹港及び付近海域における流木等の障害物は、曳船等で収集する。

(エ) 河川、橋梁における流木等の障害物は、必要機材をもって除去する。

(5) 障害物除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、被害が甚大で10日以内に除去を完了できない場合は、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

(6) 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行うものとする。

ア 障害物の発生量を把握する。

イ 障害物の適正な分別、処理を行うとともに、再利用できるものは可能な限りリサイクル処理に努める。

ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民や作業者の健康管理及び安全管理に配慮する。

エ 災害で発生した障害物で、廃棄するものについては、できるだけ市民の日常生活に支障のない市内の公有地等に集積し処理する。

オ 市内の集積場所だけで処理しきれない場合は、県、近隣市町及び関係団体に応援を求めるものとする。

(7) 障害物処理資機材の調達

障害物の除去に必要な資機材が不足したときは、県、隣接市町及び市内建設業者の協力を得て調達するものとする。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第18節 災害救助法適用計画

本市において、地震・津波災害により一定規模以上の被害が発生した場合、県知事は、災害救助法を適用し、同法に基づく応急救助を実施することにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害救助法が適用された場合の措置は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（以下この節において「法」という。）の適用については、法、災害救助法施行令（以下この節において「政令」という。）及び広島県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

- (1) 本市において、50世帯以上（市町村法適用基準「1号基準世帯数」）の世帯の住家が滅失した場合
- (2) 県の区域内の住宅の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市において25世帯以上（市町村法適用基準「2号基準世帯数」）の世帯が滅失した場合
- (3) 県の区域内の住宅の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の住宅の滅失世帯数が多数である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするが、住家が半壊、半焼し著しく損傷した世帯は2世帯をもって、また住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

3 法による救助の内容等

(1) 法に基づく救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- エ 医療及び助産

- オ 被災者の救出
 カ 被災した住宅の応急修理
 キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 ク 学用品の給与
 ケ 埋葬
 コ 遺体の搜索及び処理
 サ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 法に基づく救助の種類、対象及び期間の基準は、次のとおりとする。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
応急仮設住宅の給与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 給与期間 完成の日から2年以内	1 基準面積 平均1戸あたり29.7㎡ 2 厚生労働大臣の承認により期間延長等あり。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事ができない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。 対象品目 1 被服寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用品及び食器 4 光熱材料
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分娩した日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取扱う。
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	教科書には、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材を含む。
埋葬	災害の際死亡した者（実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内	埋葬の範囲 1 棺（付属を含む。） 2 火葬又は土葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ及び骨箱
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	遺体の処理の範囲 1 遺体の洗浄縫合、消毒等の処置 2 遺体の一時保存 3 検案
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	期 間	備 考
実費弁償	政令第4条第1号から第4号 までに規定する次の者 1 医師及び歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准 看護師、診療放射線技師、臨床 検査技師、臨床工学技士、救急 救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の 実施が認めら れる期間以内	

4 法の適用

- (1) 本市における被害が前項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、並びにすでに講じた救助方法と今後の救助措置の見込みを県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 法が適用された場合、法に基づく救助は、県知事が実施機関となり、市が補助機関となって実施されるが、法第13条第1項及び政令第17条の規定に基づき、災害発生の都度、県知事から委任された事務については、市長が実施機関となり実施する。

なお、災害の事態が急転して、県知事による救助の実施を待つことが出来ない時は、市長は法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して、県知事の指揮を受けなければならない。

第19節 航空機事故による災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、市をはじめ防災関係機関は、県及び空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに乗客、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策活動について定める計画である。

1 情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合、市は原則として県、航空事務所及び防災関係機関へ連絡する。

また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。さらに災害が拡大する恐れがある場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤など資機材の確保等について応援を要請する。

2 応急対策

(1) 市の措置

市内に航空機が墜落した場合は、次の措置をとるものとする。

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の措置
- ウ 負傷者の把握
- エ 避難指示等・誘導
- オ 遺体収容所の設置

(2) 警察署の応急措置

大竹警察署は次の措置をとるものとする。

- ア 救出・救助活動
- イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- ウ 事故現場周辺地域の交通規制
- エ 遺体の検視（見分）及び身元の確認

(3) 医療関係機関の措置

市、県及び医療関係機関は相互に協力して医療救護活動を実施するものとする。

- ア 医療救護班の編成及び派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 遺体の検案

- 3 米海兵隊岩国航空基地周辺地域において航空機事故による災害が発生した場合
- 米海兵隊岩国航空基地周辺地域において航空機事故による災害が発生した場合は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱によるものとする。（資料編 資料11「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」参照）

第20節 海上における大規模な流出油等による災害応急対策計画

1 目的

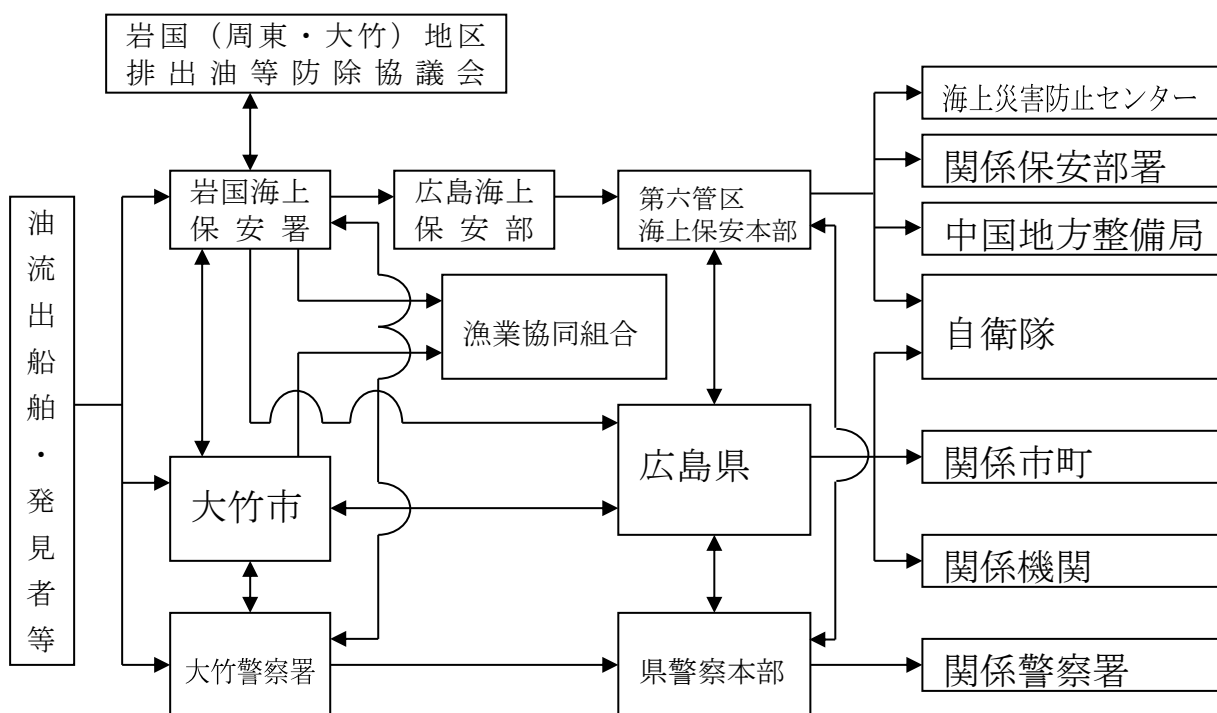
船舶又は海洋施設その他の施設から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施する計画である。

2 実施責任者

- (1) 広島県
- (2) 大竹市
- (3) 広島県警察本部
- (4) 中国地方整備局
- (5) 岩国海上保安署
- (6) 漁業協同組合
- (7) 関係企業

3 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はその恐れがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



4 実施事項

(1) 広島県

- ア 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指導
- イ 資器材の搬出、輸送
- ウ 資器材のあっせん、調達
- エ 県所属船舶の派遣と防除作業の実施
- オ 港湾施設使用制限等の措置
- カ 港湾建設業者等に対する指導、協力要請
- キ 災害救助法適用に関する措置
- ク 自衛隊に対する災害派遣要請
- ケ 漂着油の除去作業等
- コ 回収油等の処理
- サ その他応急措置

(2) 大竹市

- ア 漂着の恐れのある沿岸住民、船舶に対する災害状況の周知、火気制限
- イ 地先海面の巡回監視
- ウ 漁具の移動、オイルフェンスの展張等自衛措置の勧奨
- エ 漁港施設使用制限等の措置
- オ 漁港建設業者等に対する指導、協力要請
- カ ガス検知の実施
- キ 回収油等の処理
- ク 警戒区域の設定と警戒、住民の避難指示等
- ケ 資器材の搬出、輸送
- コ 漂着油の防除措置の指導、援助
- サ その他応急措置

(3) 県警察本部

- ア 情報の収集及び連絡通報
- イ 警備艇による流出油海域のパトロール
- ウ 警戒区域の設定と警戒、民心安定のための広報活動
- エ 危険行為の取締り
- オ 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制

(4) 中国地方整備局

- ア 情報の収集及び連絡・通報
- イ 流出油等の防除作業
- ウ その他応急対策

(5) 岩国海上保安署

- ア 関係機関への伝達及び協力要請
- イ 遭難船乗組員の救助作業
- ウ 遭難船の応急対策指導
 - (ア) 油等の流出防止作業指導
 - (イ) 安全海域への移動等の指導
- エ 防除措置義務者への指導等
- オ 船舶航行の安全確保
 - (ア) 航行制限又は禁止
 - (イ) 航泊船舶の火気使用禁止指導
 - (ウ) 航泊船舶の避難の指示勧告及び指導
- カ 流出油等の防除作業
- キ オイルフェンスの展張及び油処理剤散布に関する指導援助
- ク 瀬取船に対する油抜き作業の指導
- ケ 資器材の輸送
- コ その他応急対策

(6) 漁業協同組合

- ア 漁民に対する情報の伝達
- イ 漁具等の移動、オイルフェンス展張等の自衛措置
- ウ 漁船による防除作業の協力

(7) 関係企業

- ア 関係機関への通報
- イ 資器材の搬出、輸送及び調達
- ウ その他応急処置の協力

第21節 主な災害の特性及び対策の計画

1 雪害対策

(1) 災害の特質

極寒気の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がまひし又は停止する等の間接被害が多い。

(2) 応急対策（雪害対策計画）

雪害による交通の途絶等各種産業に及ぼす被害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するための計画である。

ア 道路鉄道の除雪

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

(ア) 国道の除雪

国道（直轄道路）については、中国地方整備局（国土交通省広島国道事務所）

(イ) 県道及び県管理国道の除雪

広島県西部建設事務所廿日市支所、市（土木課）

(ウ) 市道の除雪

市（土木課）

(エ) 山陽自動車道及び広島岩国自動車道の除雪

西日本高速道路株式会社広島高速道路事務所、徳山管理事務所

(オ) 鉄道除雪

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

イ 市の除雪対策

市は、各関係機関と密接な連携のもとに実施するものとし、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。

2 豪雨、台風による洪水、高潮の対策

(1) 災害の特質

ア 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。

また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

イ 台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起こり、沿岸部、島しょ部に高潮被害を起こす。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制(水防準備)
- (イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置(状況により災害対策本部を設置する。)
- (ウ) 災害発生(被害報告)により出動体制

イ 対策事項

- (ア) 堤防、護岸の補強及び応急復旧
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 障害物の除去
- (オ) 救難、救助
- (カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (コ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (シ) 治山・治水対策
- (ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

3 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

(1) 災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報(大雨、洪水)の発表等により注意体制に入る。
- (イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 救難、救助
- (エ) 障害物の除去及び施設の応急復旧
- (オ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

- (カ)防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ)中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク)農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (ケ)天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (コ)林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ)治山・治水対策
- (シ)家畜衛生及び家畜飼料対策

4 風害対策

(1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹上げられ、沿岸部、島しょ部を中心に農作物等の被害や停電が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア)注意報発表等により注意体制に入る。
- (イ)災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

イ 対策事項

- (ア)避難の指示
- (イ)海岸、堤防の補強及び応急復旧
- (ウ)交通、通信手段の確保
- (エ)災害広報
- (オ)障害物の除去
- (カ)救難、救助
- (キ)食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク)防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ)中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ)農林水産物被害に対する対策
- (サ)天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (シ)海上交通規制

5 林野火災対策

(1) 災害の特質

広島県内は、地形、地質、林相、気象状況等から沿岸部、島しょ部は、林野火災発生危険度の高い。

近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て混んできた。

一度発生した林野火災は防衛活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

(2) 応急対策（林野火災対策計画）

大規模な林野火災が発生した場合において、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画である。

ア 情報の伝達

大規模な林野火災が発生した場合、市は原則として県、警察及び防災関係機関へ連絡するものとする。

イ 市の措置

(ア) 発見者等から大規模な火災の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、速やかに県に連絡する。

(イ) 地域住民等の避難の指示等については、本編第3章第2節「住民等の避難誘導に関する計画」の定めにより実施する。

(ウ) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。

(エ) 関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(オ) 負傷者が発生した場合、市の医療機関等で医療班を組織し、現地へ派遣する。

(カ) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

(キ) 空中消火活動の必要があると認められる場合は、本編第3章第4節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」の定めにより実施する。

(ク) 被災者の救助及び消火活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

(3) 消防活動

ア 既設の防火線、林道を拠点とする防火帯を設置し、延焼防止に努める。

イ 延焼防止に必要があるときは、伐木して防火線を設置する。

ウ ため池、その他有効水利を最大限に活用した消火活動をする。

エ その他関係機関の協力を得て、できる限り化学的な消火活動を行う。

(4) 消防組織

- ア 消防職員、団員による消火隊の編成、動員方法等については別に定める。
- イ 延焼範囲が著しく拡大し、又はその恐れがあるときは、県、応援協定市町村等、自衛隊及び関係機関に応援の要請を行う。

(5) 情報の収集、通信連絡

消防無線及び防災行政無線等を最大限に活用し、情報の収集、通信連絡。

6 突発的災害対策

(1) 災害の特質

列車の転覆、船舶の沈没、大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

(2) 応急対策

ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ 対策事項

- (ア) 救助活動の促進
- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 国(消防庁等)への報告
- (オ) 自衛隊への災害派遣要請
- (カ) 日本赤十字社広島県支部、県医師会等への緊急医療活動の要請
- (キ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (ク) 二次災害の防止措置の実施
- (ケ) 他県への応援要請

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、市民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもと、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市においては、り災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

1 り災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（資料編 様式13参照）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 各種支援制度措置等（制度の概要等は資料編別表12へ掲載）

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

（2）災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおり(詳細は資料編別表14へ掲載)である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金(主務大臣指定) 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金(災害等資金) 林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金) 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設、共同利用施設)
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金 (住宅資金、転宅資金)
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金(生活安定資金)
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金(甲種、乙種) 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資(セーフティネット資金)
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

第3節 被災者の生活確保に関する計画

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

2 被災者に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4節 施設災害復旧計画

市は、災害に対し応急対策を実施した後、被災施設の復旧については可能な範囲において迅速に着工し、短期間で完了するように努める。

被災施設の復旧については、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず災害関連改良事業で行う等、施設の質的向上に配慮する。

災害復旧対策の推進のため、市は必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

1 復旧計画

(1) 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

(2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ・ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 河川法（昭和39年法律第167号）
- ・ 砂防法（明治30年法律第29号）
- ・ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）
- ・ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- ・ 港湾法（昭和25年法律第218号）
- ・ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
- ・ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・ 売 春 防 止 法（昭和31年法律第118号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- ・ 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

1 激甚災害に関する調査

(1) 市の措置

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

(2) 県の措置

県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

災害時には、市外、県外から多くの善意の救援物資や義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する計画である。

1 救援物資及び義援金の受入体制の確立

(1) 受付窓口の設置等

市は、救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、直接市が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

(2) 被災者のニーズの把握及び公表

市は、県と連携し救援物資について、受入れを希望するもの又は希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を報道機関等に要請して公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(3) 問い合わせ窓口の設置

市が被災しなかったときは、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

(4) 保管場所の確保

市は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所や避難場所への輸送方法等を迅速に定め、出荷しやすい状態で維持管理する。

(5) 義援金

市は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出までの間、預貯金を保管する。

(6) 海外からの救援物資、義援金の受入れ

市は、海外からの救援物資、義援金については、国を通して受入れる。受入れに関しては、前各項に準じて速やかに対応する。

2 救援物資及び義援金の配分

(1) 避難場所へ救援物資の配分

市及び県は、相互の連携のもとに、避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努める。

(2) 義援金の配分

市は、義援金の被災者への配分については、義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行う。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

県及び市は、市街地の復興に当たっては、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。

1 被災地における市街地の復興

都市基盤の整った市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

2 学校施設の復興

県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。